

シンポジウム

海外農地投資（ランドラッシュ）の現状と バイオマスの持続可能な利用 ～日本は今後、どう対応すべきか～

近年、ランドラッシュあるいはランドグラビングと呼ばれる海外土地投資の問題が、世界的に大きくクローズアップされています。このランドラッシュの2割程度は、バイオ燃料作物を対象としているといわれています。

この現状を把握し、世界の持続可能な農林業の発展に資する形で、日本のバイオマス利用を推進するには、どのような点に注意して対応すべきかについて議論し、今後の日本の関わりをより持続可能なものにする一助とすることを目的に、シンポジウムを開催いたします。

概 要

- 日 時： 2012年1月18日（水） 13：30～17：00
- 場 所： 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 102
- 主 催： NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク／国際環境 NGO FoE Japan／財団法人地球・人間環境フォーラム

※ 日英同時通訳が入ります。

※ 三井物産環境基金の助成を受けて実施しています。

プログラム

（敬称略）

総合司会：坂本 有希（地球・人間環境フォーラム）

イントロダクション	
13:30～13:40	海外農地投資とバイオマスの関係について 泊 みゆき（NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク理事長）
基調講演	
13:40～14:20	商品化される農地－農地収奪がもたらす人権問題と国際社会の対応 ソフィア・モンサルベ・スアレス （FIAN インターナショナル 自然資源へのアクセス、プログラム・コーディネーター）
講演	
14:20～14:50	農林業における持続可能性と現在進行する大規模土地集積の問題点 池上 甲一（近畿大学教授）

14:50～15:40	フィリピンにおける日本企業が関わる事例紹介 ～イサベラ州 バイオエタノール製造・電力供給事業～ 波多江 秀枝（国際環境 NGO FoE Japan 委託研究員） 私たちの土地と私たちの生活を守るために… ドミエ・ヤダオ（カガヤン・バレー地方農民連合 地方評議会メンバー） （逐次通訳：波多江 秀枝）
15:40～15:50	休憩（質問票を回収します）
パネルディスカッション	
15:50～17:00	海外農地投資（ランドラッシュ）の現状とバイオマスの持続可能な利用 ～日本は今後、どう対応すべきか～
	司会： ・ 泊 みゆき パネリスト： ・ 池上 甲一 ・ 岩間 哲士（外務省経済局経済安全保障課） ・ ソフィア・モンサルベ・スアレス ・ 満田 夏花（国際環境 NGO FoE Japan） ・ 渡辺 信彦（経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課）

基調講演者プロフィール

（敬称略・登壇順）

ソフィア・モンサルベ・スアレス

Sofia Monsalve Suárez

FIAN(FoodFirst Information and Action Network)国際ナショナル 自然資源へのアクセス、プログラム・コーディネーター

Access to Natural Resources - Programme Coordinator
FIAN International Secretariat



1969 年コロンビア・ボゴタ生まれ。政治学者。国立コロンビア大学およびドイツの Ruprecht-Karls-University にて教育を受ける。現在 FIAN インターナショナル事務局にて、自然資源アクセスのためのコーディネーターとして勤務。FIAN は 1986 年に設立された国際人権団体で、食への権利の確保についての活動を主に行っており、世界 50 ヶ国以上にメンバー団体が存在する。FIAN の目的は、世界中において世界人権宣言などの一連の人権に関連する法律を徹底させることである。とくに飢餓や栄養不良の危機にさらされている人びとの食べ物を獲得できる権利のために活動している。

1999 年よりラ・ヴィア・カンペシーナ（La Via Campesina）という土地なし農民等の国際的な活動と土地調査と行動ネットワーク（Land Research & Action Network (LRAN)）との共同キャンペーンである「農地改革のための世界キャンペーン（Global Campaign for Agrarian Reform）」を担当している。2006 年からは、食料主権のための国際計画委員会（International Planning Committee for Food Sovereignty (IPC)）の農地改革とテリトリーの作業グループをコーディネートしている。IPC は、世界的な市民社会ネットワークで、農民、小農、土地を所有していない人びと、漁民、先住民族、地方労働者や NGO などから構成されている。食料主権や農業について長年にわたって、行動やアドボカシー活動を行ってきた。IPC は 2002 年より、食料主権に関して議論する国際的なフォーラム、とくに FAO（世界食糧農業機関）に対して社会運動や市民社会の声を届ける活動を行っている。

池上 甲一

近畿大学教授

Koichi Ikegami

Professor, Kinki University



1952 年生まれ、長野県出身。京都大学大学院を修了後、京都大学、近畿大学で教育・研究に従事。農業社会経済学の構築を目指し、農業・食料問題、水・環境問題、農村活性化、オルタナティブ・トレードなどについて研究しながら、日本、タイ、東部・南部アフリカの村を歩き回っている。アフリカ農村の発展に関する JICA の委託研究にもいくつか関与した。著書：『アフリカ経済』世界思想社（共著）、『持続的農村の形成』富民協会（共著）、『世界のフードシステム』農林統計協会（共著）、『Perspective of Alternative Commodities Chain, Kasetsart University Press（共著）、『むらの資源を研究する』（編集責任）農文協、『食の共同体』ナカニシヤ出版、『食と農のいま』ナカニシヤ出版、『都市資源の〈むら〉的利用と共同管理』農文協など多数。

波多江 秀枝

国際環境 NGO FoE Japan 委託研究員

Hozue Hatae

Researcher, Friends of the Earth Japan



国際環境 NGO FoE Japan 委託研究員。島根県江津市生まれ。2001 年中央大学法学部政治学科卒。2000 年から国際環境 NGO FoE Japan の「開発金融と環境プログラム」でボランティアを始める。2001 年からキャンペーナーとして、フィリピン各地の開発事業の現場を回り、地元の団体と環境社会問題の解決に取り組んでいる。2007 年 11 月から同委託研究員。

ドミエ・ヤダオ

カガヤン・バレー地方農民連合 地方評議会メンバー

Domie Yadao

Danggayon Dagiti Mannalon ti Cagayan Valley



1963 年、フィリピン・イサベラ州サン・マリアノ町デル・ピラー村の小農家に生まれる。1972 年、マルコス大統領（当時）の下、戒厳令が発令されると、ヤダオ一家も彼らの農地を残し、水牛のみを連れ、2 年間、他の村へ強制立ち退きさせられた。10 代になると、農業のスキルを家族などから学ぶ。パンガシナン州ルソン大学にて、機械工学を専攻。カワヤン市の機械店で 1987 年まで働いた後、1988 年にはデル・ピラー村に戻り、現在まで農業を営んでいる。1995 年から 2001 年まで、村評議員に選出。2004 年からイサベラ州農民組織（DAGAMI）のメンバーとして活動に参加し、2011 年に同代表に選出される。

岩間 哲士

外務省経済局経済安全保障課課長補佐

Tetsuji Iwama

Deputy Director, Economic Security Division,
Economic Affairs Bureau, Ministry of Foreign
Affairs



2003 年 4 月 農林水産省入省（林野庁）
2007 年 4 月 総務省自治財政局調整課主査
2009 年 4 月 林野庁森林整備部整備課企画係長
2011 年 4 月より現職（外務省経済局経済安全保障課課長補佐）

渡辺 信彦

経済産業省資源エネルギー庁
資源・燃料部政策課課長補佐

Nobuhiko Watanabe

Deputy Director, Policy Planning Division, Natural
Resources and Fuel Department, Agency for
Natural Resources and Energy, Ministry of
Economy, Trade and Industry



2002 年 東京大学理学部生物化学科卒業
2004 年 東京大学理学系研究科生物化学専攻修士課程修了
2004 年 経済産業省入省（中小企業庁企画課に配属）
2006 年 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
2008 年 産業技術環境局京都メカニズム推進室（併）地球環境技術室
2010 年 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課（現職）

満田 夏花

国際環境 NGO FoE Japan 理事
特定非営利活動法人メコン・ウォッチ、政
策担当

Kanna Mitsuta

Board, Friends of the Earth Japan
In charge of policy, NPO Mekong Watch Japan



FoE Japan 理事。原発・エネルギー、開発金融と環境プログラムに所属。前職の地球・人間環境フォーラムで「開発途上国における企業の社会的責任（CSR in Asia）」、「国際協力・国際金融における環境社会配慮」、「原材料調達のグリーン化」などの分野で活動を行ってきた。

泊 みゆき

NPO バイオマス産業社会ネットワーク
理事長

Miyuki Tomari

President, Biomass Industry Society Network



日本大学大学院国際関係研究科修了。(株) 富士総合研究所で 10 年以上、環境問題、社会問題のリサーチに携わる（2001 年に退職）。1999 年、バイオマス資源の持続可能な利用促進を目的とする「バイオマス産業社会ネットワーク」を設立、共同代表に就任。2004 年、NPO 法人取得に伴い、理事長に就任。主な著書に、『地域の力で自然エネルギー!』（共著、岩波ブックレット）、『草と木のバイオマス』（共著、朝日新聞社）、『バイオマス産業社会』（共著、築地書館）、『アマゾンの畑で採れるメルセデス・ベンツ』（共著、築地書館）他。経済産業省バイオ燃料持続可能性研究会委員、総務省バイオマス政策評価委員会委員他。

員、総務省バイオマス政策評価委員会委員他。

シンポジウム 海外農地投資(ランドラッシュ)の現状と バイオマスの持続可能な利用 ～日本は今後、どう対応すべきか～

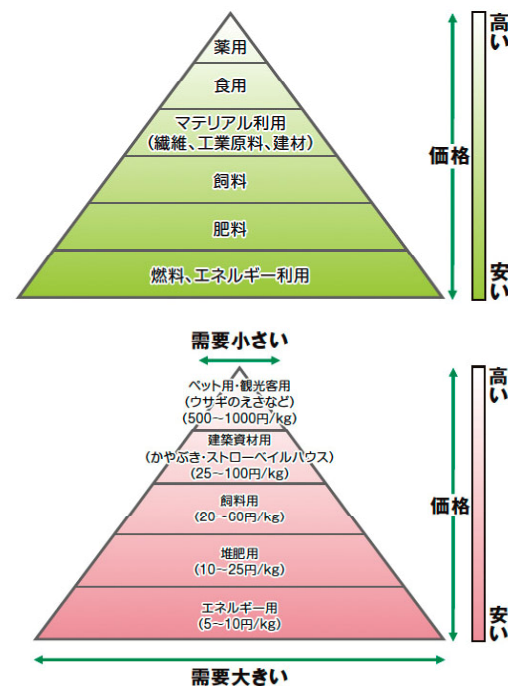
1 イントロダクション

2012. 1. 18

NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク理事長
泊 みゆき

バイオマス利用と持続可能性

- バイオマス(生物由来の有機資源)
廃棄物系(建築廃材、製材廃材、生ごみ、食品廃棄物、下水汚泥、家畜糞尿等)、農業残さ(わら、もみ、パームオイル残さ、サトウキビの搾りかす等)、資源作物(トウモロコシ、サトウキビ、ナタネ、パームオイル、大豆等)、木質バイオマス(木材)等
- 特に資源作物の生産には、土地が必要
- バイオマスは持続可能な利用を行えば、再生可能で地域振興になるすばらしい資源だが、不適切な利用を行うと、森林などの生態系を破壊し、むしろ温暖化を促進し、土地をめぐる紛争、食料との競合、労働問題など深刻な社会問題を引き起こすおそれがある。適切な利用についての知識としくみづくりが不可欠。



ランドラッシュ

- バイオ燃料、食料、炭素クレジット獲得などを目的とする大規模な土地取得のための投資
- 2010年9月に世界銀行が発表したレポートでは、4,460万haという日本の国土を超える面積が投資対象となっており、約2割がバイオ燃料作物向け
- 2011年12月に国際土地連合 (ILC) が発表した研究によると、7100万haにおよぶ世界の大規模土地取得の6割近くがバイオ燃料によるもの
- 安価もしくは無償で数万ha単位の農地が所有移転・貸借、その中には地域住民に十分な情報提供や合意なしで進められ、土地に対する権利が尊重されず、立ち退きを求められるケースも多数、発生している。

バイオエネルギーの生産に伴う諸問題解決に向けた世界バイオエネルギー・パートナーシップ (GBEP) 持続可能性指標 (2011. 5)

<環境分野>

1. ライフサイクル温室効果ガス排出量
2. 土壌質
3. 木質資源の採取水準
4. 大気有害物質を含む非温室効果ガスの排出量
5. 水利用と効率性
6. 水質
7. 景観における生物多様性
8. バイオ燃料の原料生産に伴う土地利用と土地利用変化

<社会分野>

9. **新たなバイオエネルギー生産のための土地分配と土地所有権**
10. 国内の食料価格と食料供給
11. 所得の変化
12. バイオエネルギー部門の雇用
13. バイオマス収集のための女性・児童の不払い労働時間
14. 近代的エネルギーサービスへのアクセス拡大のためのバイオエネルギー
15. 屋内煤煙による死亡・疾病の変化
16. 労働災害、死傷事故件数

<経済・エネルギー保障分野>

17. 生産性
18. 純エネルギー収支
19. 粗付加価値
20. 化石燃料消費および伝統的バイオマス利用の変化
21. 職業訓練および再資格取得
22. エネルギー多様性
23. バイオエネルギー供給のための社会資本および物流
24. バイオエネルギー利用の容量と自由度

5

国連特別報告官オリビエ・デ・シュッター氏の提案

- 1 投資協定交渉の透明性の確保と、土地やその他の資源へのアクセスが影響を受ける地方コミュニティの交渉への参加。
- 2 土地利用の移転は、関係コミュニティの「十分な情報に基づく事前の自発的同意 (FPIC)」によって行うべきである
- 3 国は、地方コミュニティを保護し、土地利用の移転や排除ができる条件やそのための手続を詳細に定める法律を採択すべきである。さらに、国は、地方コミュニティが使用する土地の集団登記を助けるべきである。
- 4 投資契約は地方住民の開発の必要性を優先し、すべての当事者の利益の適切なバランスの実現を追求すべきである。
- 5 ホスト国と投資者は、雇用創出に貢献するために、十分に労働集約的な農業方法を確立し、推進すべきである。
- 6 ホスト国と投資者は、農業生産の方式が環境を尊重し、気候変動、土地劣化、淡水資源の枯渇を加速しないように保証する方法を見つけ出すことで協同すべきである。
- 7 協定内容がいかなるものであれ、投資者の義務を明確な言葉で定め、たとえば義務違反の場合の罰則を事前に定めるなどして、これらの義務の遵守を強制できるものであることが不可欠である。
- 8 投資が地方住民の食料安全保障の強化に帰結するように、生産物の一定割合はホスト国の国内市場で販売されるべきこと、そして、国際市場価格が一定レベルの達したときには、予め合意された率でこの割合を増やすことを協定で定めるべきである。
- 9 交渉の完了に先立ち、次の諸事項に対する影響評価を実施すべきである。
a) 性別や民族グループ別の雇用と所得、b) 遊牧民や移動農民を含む地方コミュニティの生産資源へのアクセス、c) 新技術の到来とインフラ投資、d) 土壌劣化、水資源利用、遺伝資源侵害を含む環境、e) 食料へのアクセス、利用可能性、適切性。
- 10 先住民は、国際法の下での彼らの土地への権利の特別の形態の保護を与えられるべきである。
- 11 農業賃金労働者は適切な保護を与えられ、かれらの基本的人権・労働権が法律に明記され、適用可能なILOの手段と一致する方法で執行されるべきである。

6

<バイオ燃料の持続可能性基準の検討について②>



参考資料

- 開発のための国際農業技術評価 (IAASTD)
IAASTD 報告書 (2008)の概要 <http://landgrab-japan.blogspot.com/search?q=IAASTD>
- 農地改革と農村開発に関する国際会議 (ICARRD) の最終宣言 (2006)
http://www.icarrd.org/news_down/C2006_Decl_en.doc
- ダカール声明 http://landgrab-japan.blogspot.com/2011/03/blog-post_4646.html
- NHK食料危機取材班『ランドラッシュー激化する世界農地争奪戦』新潮社
- 農業情報研究所HP 世界土地投資 (収奪) 関連情報: 文獻リスト
<http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/agrifood/overseainvest/landgrab-infolist.htm>
- 同「世銀 グローバル農地投資の調査結果を公表 ランドラッシューは重大な社会・環境リスクを生む恐れ」
<http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/agrifood/overseainvest/10090801.htm>
- 農地は誰のものか? HP <http://landgrab-japan.blogspot.com/>
- Land tenure and international investments in agriculture
http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/hlpe/documents/HLPE-Land-tenure-and-international-investments-in-agriculture-2011.pdf
- Land Rights and the Rush for Land <http://www.landcoalition.org/cpl/CPL-synthesis-report>
- 泊みゆき『バイオマス本当の話』築地書館 (2012年2月 発刊予定)
- 「持続可能なバイオマス利用に向けて 調査研究・意識啓発事業」のウェブページ
http://www.gef.or.jp/activity/economy/stn/index_biomass.html
- バイオマス白書2011 <http://www.npobin.net/hakusho/2011/> 他

8



商品化される農地 —農地収奪がもたらす人権問題と 国際社会の対応

ソフィア・モンサルベ・スアレス

FIAN インターナショナル

2012年1月 東京



FoodFirst Information and Action Network



1. フード・ファースト(食糧主権)情報・活動ネットワーク

- ▶ FIANは1986年より、農地紛争の調査、および農地収奪に抵抗する地域住民の支援を積極的に行ってきた。
- ▶ FIANは、農地問題を人権の問題と捉え、農地へのアクセスの確保は人権義務であるという概念を確立してきた。
- ▶ 農地へのアクセスを得ることは、食料への権利の重要な要素である。(食料への権利は、国連・経済的、社会的、文化的権利に関する委員会の公式解釈(GC N° 12)として採択された概念である)。

2

2. 農地収奪

- ▶ 農地収奪は近年に始まった事象ではない。
- ▶ FIANによる数多くの調査では、農地収奪を行っているのは、地域や国内の支配階級(地主や民兵組織、大農園、企業)、および政府である。
- ▶ 外国勢による農地収奪は当初、外国企業による鉱山開発がらみであった。
- ▶ 過去3年、新たなタイプの農地収奪が起きている。



3

農地収奪の定義

商業的・工業的な農業生産のために、周辺農地の平均的な規模を大幅に上回る規模の農地を取得すること。

- ▶ この定義では、そうした農地取得が分配に与える影響、政治・経済に与える影響、および域内・国内の人々の資源に対する権利に与える影響を重視している。
- ▶ 国内外の投資家



4

農地収奪の現状

- ▶ 外国投資家による取引対象とされている農地は、合計5000～8000万ヘクタールにおよぶ。その3分の2がサハラ以南アフリカの農地である。
- ▶ 公表された農地取引の4分の3で、まだ実際の投資が行われていない
- ▶ 誘因：（食料、鉱物、木材など）資源に対する需要増加
- ▶ “緑の収奪”
- ▶ 企業、外国政府、大規模生産者、金融業界などの投資家

5

3. 農地収奪に関する懸念

- ▶ 利用可能な農地が減る。
- ▶ 小規模農民のための農業政策が実施が困難となる。
- ▶ 各国で、持続可能な小規模農民による地域と国内市場に向けた農業ではなく、アグリビジネスの利益とグローバル市場が優先されるようになる。
- ▶ 権威ある国際勧告（すなわち、開発のための国際農業技術評価 IAASTD）とは矛盾する農業生産モデルが広まる。
- ▶ 自然と農業が商品化される。

6

重要な誘因: アグロ燃料

- ▶ 2006年の時点で、世界の耕作地の1%に相当する1400万ヘクタールを占有。
- ▶ 2030年、その規模は3500万～5400万ヘクタール（世界の耕作地の2.5～3.8%に相当）に拡大すると予測される。
- ▶ EUの消費目標：2020年までに10%△ 2000万-3000万ヘクタール
- ▶ 国際エネルギー機関（IEA）の予測：2050年の輸送燃料需要の20-30%を供給するには1億～6億5000万ヘクタールの農地が必要（現在の総耕作地面積は16億ヘクタール）

7

4. 農地収奪の人権への影響

農地収奪は人権侵害をもたらす

- ▶ 適切な食料への権利（国際人権規約・社会権規約11条；経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会一般的意見第12）
- ▶ 適切な住居への権利（国際人権規約・社会権規約11条；経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会一般的意見第4及び7）
- ▶ 資源へのアクセスを含む、適切な生活水準への権利（国際人権規約・社会権規約11条）
- ▶ 労働の権利（国際人権規約・社会権規約6条）

8

- ▶ 先住民族の権利(国際労働機関(ILO)169号条約13-19条)、先住民族の権利に関する国連宣言
- ▶ 自決権及び生存手段を奪われない権利(国際人権規約・社会権規約及び自由権規約1条1項、1条2項)
- ▶ 天然資源の利用及び管理に関する“新たな”権利; 小規模農民(百姓)の権利、農地を得る人権

5. 域外における義務

- ▶ 国家の遵守義務; 国内及び国外における義務
- ▶ 投資国(および投資国の企業)と投資受入国との経済力の差
- ▶ 投資国は、国内および国際レベルで国際的な農地取得と関連の投資活動を規制しなければならない
- ▶ 他の投資国も含めた多国間の規制措置

6. 農地収奪に対する国際社会の対応

主な二つの国際的な対応:

- ▶ 農地、森林、漁場の権利の責任あるガバナンスに関するボランティア・ガイドライン (VG land)
- ▶ 責任ある農業投資の原則 (RAI)

VG Land

RAI

背景:

- ▶ 農地改革と農村開発に関する国際会議(ICARRD)の最終宣言(2006)、および食料への権利に関するボランティアガイドラインに基づく
- ▶ 大規模農地投資の増加への対応
- ▶ 大規模農地取得の影響緩和のための自主規制を求める政策的助言

VG Land

RAI

特徴:

- 法的拘束力を持つ人権義務に言及

主眼と対象:

- 農地、漁場、森林のガバナンス:
どの資源を、誰が、どんな条件で利用するのか、それを誰が決定するのか; その決定プロセスはどうあるべきか

- 人権法への言及なし; 企業の社会的責任(CSR)の枠組みの延長

7つの原則:

土地と資源に対する既存の権利の認識、食料安全保障、透明性、協議、参加、経済・社会・環境面での実行可能性

13

VG Land

RAI

関係機関と交渉・採択プロセス:

- 国連農業食料機関(FAO)が立案
- 世界食料安全保障委員会(CFS)において政府間で起草、交渉された
- 最も影響を受ける人々の組織など、多様な市民社会グループを含む、包摂的な参加型プロセス
- 多国間の取り組みではなく一部の政府機関が始めた取り組みであり、管轄する多国間機関は明確になっていない
- NGOと市民社会グループ、および国連機関がラウンドテーブルに参加

14

7. 提案



- 予防原則を適用し、大規模農地取得を防止する
- 国際的な人権法に則り、現在の投資促進のための制度を改革する
- アグロ燃料の消費目標を撤廃し、アグロ燃料の利用を奨励する諸政策を中止する

15



- 人権を保障する土地政策を実施する(国内レベル及び国際協力)。ICARRDの最終宣言を実行する
- IAASTDの勧告を実施する
- 近代の知識と伝統的な知恵を結集し、持続可能な農業システムを実現するために、アグロエコロジカル(農業生態学に基づく)小規模農民による農業に十分な投資を行う。

16

- ▶ 2011年11月、マリで農地収奪に対するグローバル・アライアンスが結成された
- ▶ 農地収奪に反対する「ダカール声明」には900を超える団体が署名した。

<http://www.dakarappeal.org/>

お問い合わせは

ウェブサイト www.fian.org

個人メール: monsalve@fian.org

農林業における持続可能性と 現在進行する大規模土地集積の問題点

2012年1月18日

国立オリンピック記念青少年総合センター

池上 甲一(近畿大学)

報告の内容

1. 農林業における持続可能性とは？
2. **外資による大規模土地集積の現状と背景**
3. 各セクターによる大規模土地集積への評価
国際機関、ホスト国政府、ビジネスセク
ター、
小農、市民社会セクター
4. **ランドラッシュをめぐるアフリカ的特質**
5. 大規模土地集積と農林業の持続性



農林業における持続可能性とは？

農林業生産：原理的には持続可能、再生可能

重要な4つの視点

ふたつの循環：物質循環と状態の循環

関係性、多様性、地域固有性

サブシステム（小さな自給）

食料主権の尊重

商品生産：拡大志向、効率性と生産性の罫

食べ物生産：安定志向、生命原理、持続性

効率性と生産性の罠の例

部分的(個別経営)には効率的だが、全体(地域)としては効果的でない

部分的(短期的)には高生産性だが、全体的(中長期的)には資源略奪による荒廃

アメリカ中西部や湾岸諸国などの乾燥地帯にみられる「緑の島」と「茶色の島」のパッチ模様



国連食料安全保障委員会の報告

エチオピア、ガーナ、スーダン、マリ、250万ha、2004-2009

アフリカ27カ国、5100～6300万ha、2010. 4まで

カザフ、ウクライナ、ロシア、350万ha以上、2006-2011

81か国、4660万ha、2004-2009

貧困国、1500-2000万ha、2006-2009

全世界、8000万ha、2000以降

全世界、1500-2000万ha、2000以降

(HLPE Report, 2011)

ランド・グラブをめぐる議論の引き金になったGRAINの2008レポートでは面積不明

外資による大規模土地集積の状況

地域名	外資への販売・貸付面積(千ha)	主要国の外資取得面積割合
アジア 大洋州	50, 946	インドネシア(耕地:18%、農地8%) ラオス(耕地71%、農地41%)
ヨーロッパ	2, 192	ルーマニア(耕地11%、農地7%) ウクライナ(耕地:3%、農地3%)
北米・中南 米	42, 273	アルゼンチン(耕地:58%、農地10%) パラグアイ(耕地208%、農地38%)
アフリカ	26, 993	エチオピア(耕地:26%、農地10%) マダガスカル(耕地:26%、農地2%) モザンビーク(耕地:53%、農地6%) タンザニア(耕地24%、農地7%)

Source: GRAIN, Dec. 2011

土地集積の進出国とホスト国

☆水不足の食料輸入国政府(湾岸諸国など)

サウジ、カタール、リビア、中国、韓国、
インド、南アフリカ、イギリス

☆多国籍アグリビジネス(食料、飼料、バイオ燃料、種子
会社)、ファンド、不動産企業、金融機関
大規模商業的農家、農民組織

☆ホスト国

ウクライナ、ロシア、中米(アルゼンチン、パラグアイ、
ブラジル)、東南アジア(カンボジア、ラオス、フィリピン、
インドネシア)、アフリカ(東アフリカに多い)

土地集積の目的は？

☆食料輸入国にとって

食料安全保障: 食料輸入の安定的確保

← 2007/08、2010/11の食品価格高騰

禁輸措置、生産資源の制約(水、土地)

☆民間セクターにとって

食料・飼料輸出、加工原料の安価な調達

バイオ燃料生産 ← US, EUの政策

畜産用牧場と草地の確保

観光セクターのホテル用地

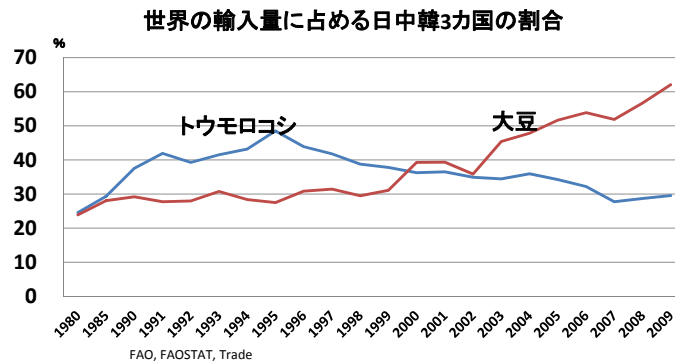
投機・転売: 土地投資の20%のみが農業用
(UNCWFS, HLPE Report, 2011)

輸入センター化する東アジア

• 日本、韓国、台湾+中国の穀物輸入国化

中国: 大豆の大輸入国、

トウモロコシも2005年頃から恒常的輸入へ



国際穀物価格の変動



FAO, The State of Food and Agriculture 2010-11

穀物価格はきわめて不安定

なぜ穀物価格は大きく変動するのか

★自然条件に左右

★「薄い市場」

貿易量の割合が小さい

自給が基本

★生活の必需品

弾力性が低い

★輸出国の集中と多くの輸入国

★投機資金の流入

100万トン、万台(自動車)

	生産量	輸出割合
米	441.2	7
小麦	682.1	20
大豆	260.1	36
トウモロコシ	812.4	11
牛肉	57.4	13
豚肉	100.5	6
原油	40	55
乗用車	5304	44

農林水産省「食料・農業・農村白書」より作成

農産物の輸出規制は公認

★WTO農業協定 GATT以来輸出規制を公認
輸入禁止は認めていない

★輸出禁止・輸出枠設定など輸出制限の実例
ウクライナ:小麦、トウモロコシ 2007.11-08.5、2010.10-
ロシア:小麦、オオムギ等 2010.8-
インド:小麦 2007.9-、米 2007.10-
インドネシア:米 2008.4-09.3、2009.7-
エジプト:砂糖 2010.11-、米 2009.2-
アルゼンチン:小麦、トウモロコシ、大豆、牛肉など

各セクターによる大規模土地 集積への評価

肯定的評価

国際機関、ホスト国政府、ビジネスセクター

否定的評価

小農、市民社会組織

2005.12.12

国際食糧政策研究所(IFPRI)

- ・大規模農業投資の呼び水
- ・インフラ改善(灌漑、道路、集出荷)
- ・雇用創出
- ・学校や福祉施設の建設

- ・新農業技術の導入
- ・穀物価格の安定
- ・食料増産

大型機械
化学肥料
合成農薬
改良品種

小農と市民社会組織の見解

☆大規模土地集積＝ランドグラブ(土地収奪)

ダカール宣言(2011年世界社会フォーラム)

大規模な「土地囲い込み」は生計手段の収奪

コミュニティと住民に対する基本的人権の侵害

2006年のICARRD約束(農地改革と農村開発)

FAOのガイドライン(土地と自然資源のガバナンス)

IAASTDの地球行動枠組み

世銀による「責任ある農業投資原則」(RAI)の撤回

NGOや研究機関の国際会議、ピア・カンペシーナの主張も類似

ランドラッシュのアフリカ的特質

なぜアフリカで農地投資なのか
アフリカの停滞の実情
アフリカ小農の行動原理は
タンザニアの例

世銀の新基準による世界の貧困人口 (100万人)

地域	1981	1990	1996	2002	2005
東アジア・大洋州	1071.5	873.3	622.3	506.8	316.2
東欧・中央アジア	7.1	9.1	21.8	21.7	17.3
中南米・カリブ諸国	42.0	42.9	52.2	58.4	46.1
中東・北アフリカ	13.7	9.7	10.6	10.3	11.0
南アジア	548.3	579.2	594.4	615.9	595.6
サブサハラアフリカ	213.7	299.1	355.0	390.0	390.6
合計	1896.2	1813.4	1656.2	1603.1	1376.7

注1) Shaobua Chen & Martin Ravallion, 2008

2) 貧困人口の推定には、従来、1日1ドル以下という基準が使われてきたが、2008年に1.25ドル以下という新基準も導入された。

栄養不足人口の推移

	1990-92	1995-97	2000-02	2006-08
アフリカ	170.9	193.6	203.3	223.6
東アジア	215.6	149.5	141.8	139.4
南アジア	267.5	269.0	307.9	330.1
その他アジア	124.0	107.7	116.0	98.3
中南米	54.4	53.4	50.8	47.0
オセアニア	0.7	0.8	1.0	1.0
先進国	15.3	17.5	15.4	10.6
世界合計	848.4	791.5	836.2	850.0

FAO, The State of Food Insecurity in the World 2011

2009年: 10億2300万人
2010年: 9億2500万人

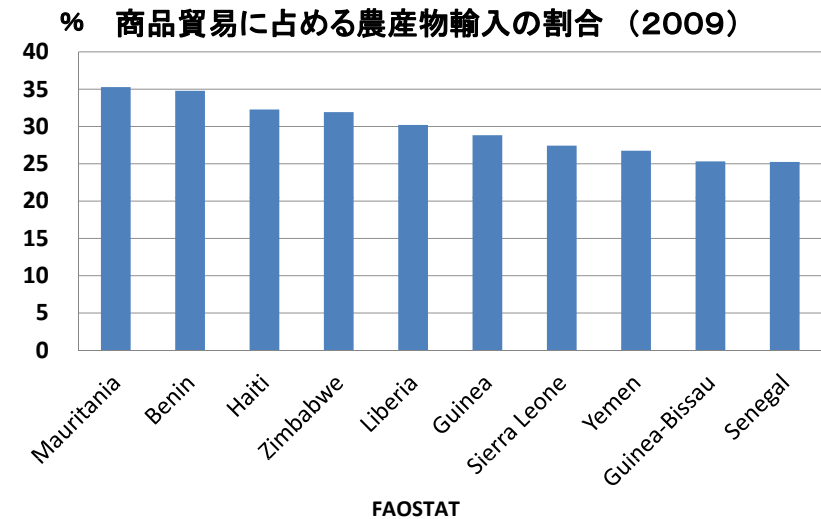
減少傾向から逆転?

子どもの栄養状態

地域	低体重児（％） （2004-09）	5歳以下生育不良 児（％）（2004-09）	1人当たり出生 率（2009）
東アジア・大洋州	8.8	19.0	1.9
東欧・中央アジア	—	—	1.8
中南米・カリブ諸国	3.8	14.1	2.2
中東・北アフリカ	6.8	25.0	2.7
南アジア	42.5	47.5	2.8
サブサハラアフリカ	24.7	42.0	5.1

World Bank, World Development Indicators 2011

穀物を輸入するアフリカ



アフリカでなぜ土地集積か

各国政府の思惑

援助頼みからの脱出

食料増産・技術波及への期待

→ 小農に需要可能な技術体系？

→ ジェンダー格差、貧富格差

投資家の期待

土地が豊富にある：「神話」に過ぎない

安く土地を入手、安い労働力、緩い規制

「外には弱く、内には強い政府」

アフリカ的特質 1

☆土地保有制度

形式：

原則は国有、用益権、保有権を私的に売買

土地登記が不十分

不安定な私的土地保有

実態：

土地はクランのもの、伝統的チーフが配分

農地と共有地（放牧地）の違い

母系制社会と父系性社会の違い

継続的利用が保有を保証する

政府の恣意的で不透明な土地接収

アフリカ的特質 2

☆アフリカ小農の行動原理と小農社会の特徴

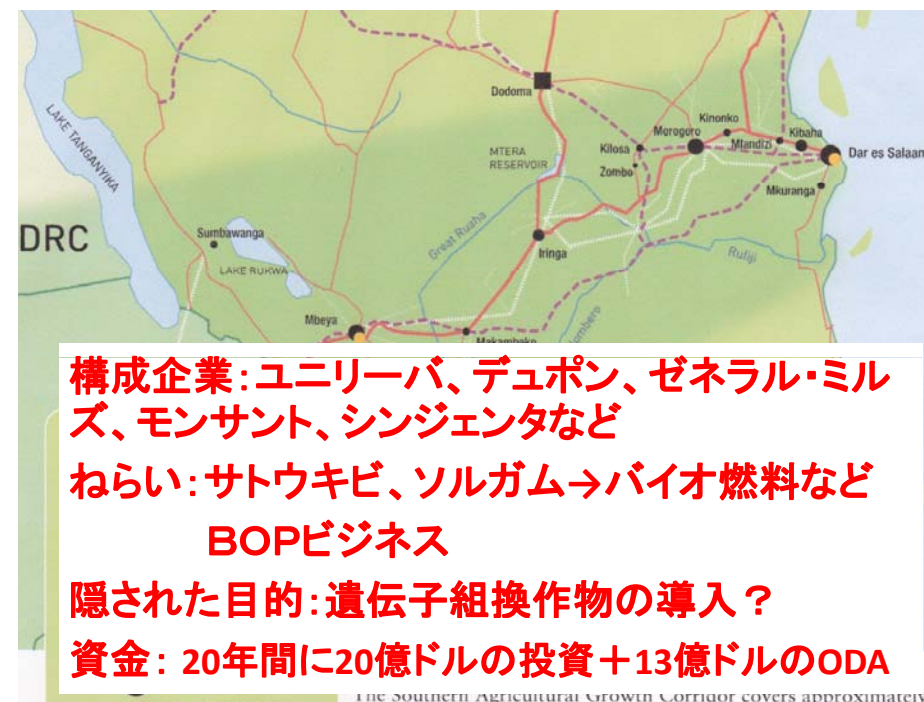
- ◎不確実性の大きさ → リスク選好を優先
モノカルチャーよりも混作、多様化
高生産性・収益性よりも持続性、安定性

少しのものをたくさんよりも多くのものを少しずつ

◎最小生計努力の傾向と平均化の傾向(貧困の共有メカニズム)

コミュニティ内のモラルエコノミー

労働蓄積:現金よりも家畜、社会関係へ投資



タンザニアの例:観光業と農業

- USの観光企業:12,000ha取得
→マサイ(牧畜民族)が放牧地を失った
遊牧民族・半農半牧民への直接的影響
- 韓国の国営農企業がコメ生産のために10万ha取得、半分を地元農民へ、残り半分で生産したコメを韓国へ輸出
- サウジは50万haの借り入れを希望(2009年)

タンザニアの例:バイオ燃料

投資者	場所	面積(ha)	作物
SEKABBT	バガモヨ	22,000ha	サトウキビ
FELISA	キゴマ	4,258	油やし
SUN BIOFUELS	キサラウェ	8,211	ジャトロファ
Diligent	アルーシャ	交渉中	油やし



大規模土地集積と農林業の持続性

交差しない大規模土地集積への対応方向
 今後は何に留意すべきなのか

MDG第1目標の達成状況

	アフリカ		アジア		
	北アフリカ	サブサハラ	東アジア	東南アジア	南アジア
貧困の半減	低い	非常に高い	高い	高い	非常に高い
生産的労働	非常に大幅な不足	非常に大幅な不足	中程度の不足	非常に大幅な不足	非常に大幅な不足
飢餓の半減	低い	非常に高い	中程度	中程度	高い

	アジア	オセアニア	中南米	中央アジア
	西アジア			
貧困の半減	低い	—	中程度	高い
生産的労働	非常に大幅な不足	非常に大幅な不足	中程度の不足	大幅な不足
飢餓の半減	中程度	—	中程度	中程度

2015年目標の達成 不十分ながらも前進 2015年目標の未達成

出典) 国連MDG事務局、MDG Progress Chart 2011、URL:
<http://mdgs.un.org/unsd/mdg/default.aspx>、アクセス2011.11.2

大規模土地集積への対応方向

- ★促進・積極的受容(農地投資)
 - 外資による直接投資局の設置
 - 開発回廊計画
- ★規制・規則による「秩序だった受容」
 - 責任ある農業投資原則(RAI)
 - 土地と自然資源のガバナンス・ガイドライン (FAO)
- ★人権侵害・農地収奪拒否(ランド・グラブ)
 - ダカル宣言

重要な論点

- ☆大規模土地投資をコントロール
 - 実質的な農業生産を担保、投機目的の規制
 - コミュニティの関与 意見・意思の尊重
- ☆小農の人権保障
- ☆ホスト国の食料主権
- ☆農林業の持続性の確保
 - 食料安全保障の4側面
 - (量的アクセス、質的保障、世代内配分、世代間配分)
- ☆貧困削減と公正な社会発展

ご静聴ありがとうございました

夕陽を浴びるキリマンジャロ

2005. 12. 10



2012年1月18日 於 東京

「海外農地投資(ランドラッシュ)の現状とバイオマスの持続可能な利用
～日本は今後、どう対応すべきか～」

フィリピンにおける 日本企業が関わる事例紹介

～イサベラ州 バイオエタノール 製造・電力供給事業～



FoE Japan委託研究員 波多江 秀枝

E-mail: hatae@foejapan.org

1

事例紹介の内容

■ イサベラ州バイオエタノール製造・電力供給事業

- 事業概要
- 原料調達(サトウキビ)
 - 場所、方法、土地に係る主な課題
- 民間事業において求められるCSR

-
- イサベラ州の農民の生活
 - 事業による具体的な問題
 - 農地の収奪と食料生産地への影響、農民の要求
 - 農業労働者の労働環境
 - 人権侵害の増加
 - 農民の取り組み

2

事業概要

● フィリピン・イサベラ州 (ルソン島北東部)

・ 製造プラント
＝サン・マリアノ町

・ サトウキビ栽培農地
＝製造プラントから
半径30km以内



事業概要

● 目的

- ① サトウキビを原料としたバイオエタノール製造・販売
(年間 54,000 kl = フィリピン最大級)
⇒ フィリピン国内の自動車用ガソリンへの混入
← バイオ燃料法(共和国法第9367号)
＝ 2007年2月発効(2009年～5%混入義務)
- ② サトウキビ残渣からの再生可能エネルギー電力供給
(最大19MW。余剰電力13MW＝外販)
⇒ CO2排出削減見込＝543,850 t (CDM登録申請中)

※ 約3,000世帯の継続的な雇用創出

4

事業概要

●事業費

1億2,000万米ドル

●事業者

・バイオエタノール製造・発電

Green Future Inovation, Inc. (GFII)

＝日本、フィリピン、台湾企業出資

日本企業＝伊藤忠商事、日揮

・サトウキビ栽培・供給

ECOFUEL Land Development Inc.

＝フィリピン資本100%

イサベラ州の企業経営者・投資家 等



5

事業概要

●主な経緯

- ・2007年～ 自治体／住民協議等＝事業・契約の説明開始
- ・2008年～ サン・マリアノ町でサトウキビ栽培開始
- ・2010年4月 伊藤忠商事、日揮が事業への参画を決定
- ・2010年4月 製造プラントへの環境許認可証明書(ECC)発行
- ・2010年11月～ 製造プラントの建設工事の準備作業開始
- ・2010年11月 比・アキノ大統領が来日
日本企業の誘致成功例の1つとして言及
- ・2011年4月 伊藤忠商事、UNFCCCにCDM登録申請

6

事業概要

●製造プラント

サン・マリアノ町マラボ村

・敷地面積＝31ha

うち4ha＝発電所併設

・環境影響評価(EIA)後、

環境許認可証明書

(ECC)取得済み

⇒商業生産

2012年5月開始予定



原料調達(サトウキビ)



原料調達(サトウキビ)

●原料調達の方法



①Land Lease Contract (土地賃貸契約)

②Contract Growing Arrangement (契約栽培協定)

① Land Lease Contract (土地賃貸契約)

- 5,000～10,000ペソ/ha/年(約9,000～18,000円)の賃貸料
- 契約期間=3年毎の更新
- 賃貸料の支払い=3年間分を一括払い
- 契約署名ボーナス=500ペソ(約900円)/ha 等

② Contract Growing Arrangement (契約栽培協定)

- 肥料・労働力等の必要経費等を企業がすべて支出(利子0%)
- 収穫をECOFUELが買取(総収入から必要経費分を差引)
- サトウキビ栽培トレーニング・補助(無料)
- 契約署名ボーナス=500ペソ(約900円)/ha 等

9

原料調達(サトウキビ)

●土地に係る主な課題

※ 農民の交渉力 ⇒ ECOFUELと不利な内容で契約

- 安価な賃貸料
- 契約期間中の税等は貸手側の支払 等

※ 政府からの不十分な農業補助 ⇒ ECOFUELと契約

- 経費・技術不足 ⇒ 「遊休地」⇒ 食料生産地の土地利用転換



共同行政命令 第2008-1号 = 無秩序な土地利用転換を回避

(Joint Administrative Order No. 2008-1, Series of 2008)

- 地域社会に唯一残された食料生産地域 ×
- 公共/民間セクターの灌漑施設が普及している地域、個々人が米・トウモロコシ生産のために灌漑した全ての地域 × 等

10

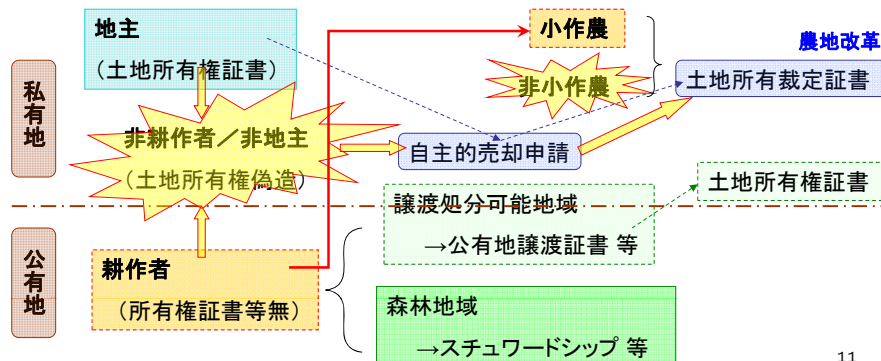
原料調達(サトウキビ)

●土地に係る主な課題

※ 本来の耕作者・小作農への事前協議・合意の欠如/生活困窮

- 有力者・大土地所有者に土地投機のインセンティブ

← ECOFUELとの契約機会



11

民間事業において求められるCSR

●既存の方針等を実効性のあるものにできるか？

- ・ 個別企業のサプライチェーンCSR行動方針 等
- ・ 国連グローバル・コンパクト10原則 (人権・労働基準 等)

●100%民間事業が「古い」問題に取り組んでいけるか？

- ・ Free, Prior, and Informed Consentの徹底
 - 英語、法律用語による契約書 ⇒ 理解できる言語と様式
 - 契約書の写し配布無 等 ⇒ 写しの手交
 - ・ 幅広いステークホルダー(社会的弱者 等)の認知と配慮
 - 土地権のない耕作者、小作農、先住民族
 - 非正規 農業労働者 等
- ⇒ 社会・政治・文化等の特性の把握・理解と対応

12



ありがとうございます!

hatae@foejapan.org

Hozue HATAE

私たちの土地と

私たちの生活を守るために...

カガヤン・バレー地方農民連合 地方評議会メンバー
ドミエ・ヤダオ



イサベラ州サン・マリアノ町＝フィリピン北東端部



(地図)

カガヤン・バレー地方



イサベラ州₂

サン・マリアノ町

・首都マニラから北部へ404km

・面積146,950ヘクタール

＝フィリピンで最大の町

・地勢

＝森林を主とし、海拔50～60m

の範囲に広がる

・北部シエラ・マドレ自然公園
(NSMNP)の一部

＝フィリピンで最大の保護地区

＝ルソン地方で最大の

低地熱帯雨林保護地域

(フタバガキ科の高木)

町の経済

・主に農業に依存

・人口44,718人の大半の
生計手段

＝農作物に依存

・29,264ヘクタール

＝全面積の20.11%

＝農業に利用

29,264ヘクタール＝耕作に利用可

・森林

・水田

・トウモロコシ畑

⇒主要な食料生産地

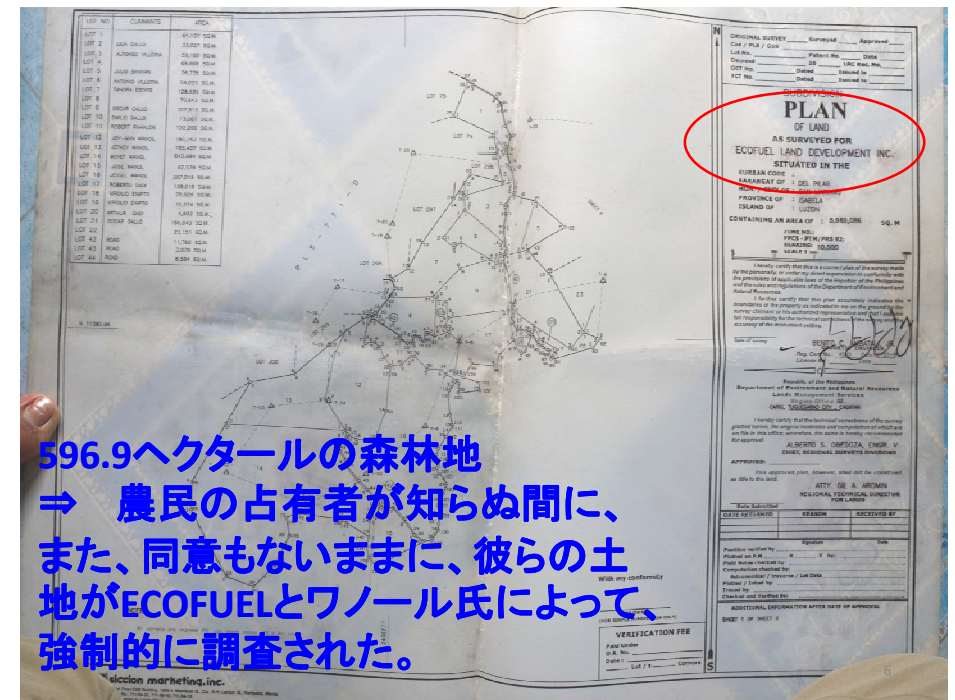
イサベラ州の食料所

農民は、60年にわたり土地を所有し、耕作し、育んできたにもかかわらず、土地に対する歴史的・法的・道徳的権利を否定されている。
先住民族は、大昔から彼らの部落が存在したと断言する。

農民の開拓者は、これらの土地を実質的に所有・管理する権利を否定されている。しかし、これらの土地は鉱山・木材・農業関連産業の会社の利用には開かれている。
偽りの森林再生プロジェクト(ISF、CBFM、SIFMA)を通じて、農民の開拓者は、土地の権利を否定されている。

- ISF = 統合的社会林業
- CBFM = 地域社会を基盤とする森林管理
- SIFMA = 社会的産業森林管理契約

5



596.9ヘクタールの森林地
⇒ 農民の占有者が知らぬ間に、
また、同意もないままに、彼らの土地がECOFUELとワノール氏によって強制的に調査された。

サン・マリアノ町デル・ピラー村で、農民が占有するSIFMA、および、森林地域145.7ヘクタールが、ワノール氏によって強制的に調査され、囲いこまれた後、バイオ・エタノール企業(の契約に)登録された。

サン・マリアノ町リベルタド村の農民は、彼らの土地をワノール氏によって強制的に調査された。そこに違法の牧場がつくられ、農民の作物は牛に食べられ、バナナは切り倒されてしまった。農民を追い立てた後、ワノール氏は当該農地をバイオ・エタノール事業(との契約)に登録した。

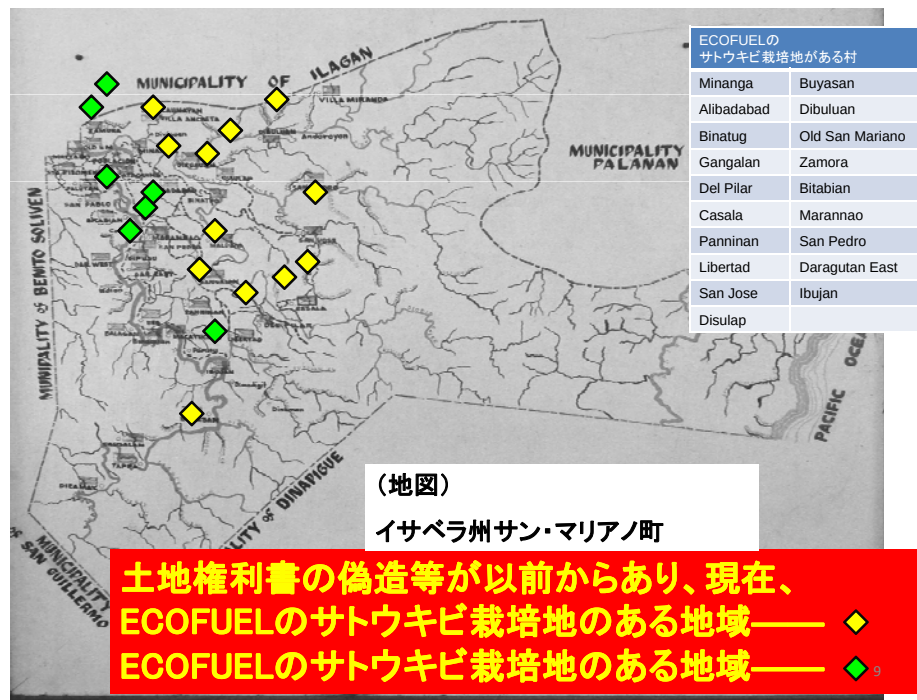
7

公有地入植譲渡証書のあるヘレミアス・ホビタ氏の土地は、異なる個人により(ECOFUELとの契約に)登録され、強制的にサトウキビが植えられた。

サン・マリアノ町アリバダバド村ーパンタ・パディット氏の家族が1970年代から切り開き、水田を作った土地は、デオドロ・ゴー氏(エドガー・ゴー町長の父親)によって不正に土地権利書を取得され、現在、サトウキビを植えられている。

デル・ピラー村の公有地入植譲渡証書のある土地でさえ、強制的に調査され、ワノール氏の違法の牧場に囲いこまれた。パドレ氏の農作物も牛に食べられ、現在、農地はバイオ・エタノール企業用のサトウキビ栽培地で覆われている。

8



サン・マリアノ町パンニナン村——ロセンド・イグナシオー家（先住民族カリंगा）が30年以上にわたり占有し、耕作してきた土地は、2004年、土地権偽造のシンジケートによりヘルミナルとルイスの名義で、不当な土地権利書が作られた。イグナシオー家は、彼らが割賦弁済しなくてはならない複数のCLOA（土地所有裁定証書）を付与された。2010年、公有地譲渡証書の原文を偽造する第2のシンジケートの一員であるグンディン・カリガルが、イグナシオー家を追い立て、バイオ・エタノール企業へ土地をリースしようとした。

農地（分配された土地）の広範囲での差し押さえ：
土地の支払いができない場合、偽造した土地権利書の名義となっている地主や、支払いのできる富裕層、あるいは、ECOFUELの土地リース契約から得た資金を使って支払いが可能になる無節操な個人らが、所有権回復をしようとする原因となる。

10

バイオ・エタノール事業が入ってきた結果、 サン・マリアノ町の状況はどうなったか

- ・ 農民の土地所有者が、農業労働者になる羽目に。食料生産地を占有していた農民が、サトウキビ農地の季節労働者に。
- ・ 残された食料生産地域が徹底的な影響を受けることに。

サトウキビの単一栽培は——

- ⇒ ネズミやヘビ、イナゴの大量発生が激増
- ⇒ 集約的な栽培農業システムは、土壌の定期的な修復を妨げる
- ⇒ 生物多様性と生態系に損害

11

農民の緊急要請：

- ・ 真の農地改革、土地を開拓した実際の耕作者や土地権を持たない農民に対する無償の（土地）分配
- ・ 貧困層の農民コミュニティが利益を享受する農業向け政府支援プログラム
- ・ 農民が収奪された農地の早急な所有権の回復
- ・ （農地改革スキームの下での）土地差し押さえの早急な停止
- ・ 不当な土地権利書の調査、有罪とされた者らの刑事訴追、不当な土地権利書の破棄
- ・ バイオエタノール事業は、イサベラ州の農地や森林地から撤退すべき。（特に、所有権に疑問の残る土地、複数の対立する所有権の主張や土地利用に関する議論のある土地）
- ・ 私たちの土地や天然資源を開発し、管理する優先権を外国企業に付与する国の方針の撤廃

12

バイオ・エタノール製造のための サトウキビ栽培地における農業労働者の状況

賃金:

- 農業労働者の賃金 = 低賃金
- 賃金の支払いの遅れ
- 賃金の未支払い
- 記録されなかった労働時間の未支払い
- 不十分な賃金の更なる低賃金化措置

13

給付・福利厚生・ 仕事の安全性:

- 提示した雇用条件の欺きSSS
 - 社会保障制度 (SSS)
 - フィルヘルス (医療保険)
- プロテクターの非提供
- 備品 (シャベル、鉄棒、レインコート等) の非提供

* 奴隷のような扱いを受けた
ミンダナオ島からの労働者

14

• 2011年7月1日の事故

- 農業労働者を乗せたトラックが、サン・マリアノ町ビナトゥグ村クラウイタン集落で、深い谷間に落ちる事故
- 一人が死亡、40人が重傷
- ECOFUELは医療費を負担
- ECOFUELは日当150ペソを負傷者が再び働けるようになるまで付与すると約束。しかし、実現しなかった。
- EDOFUELは、各々に多かれ、少なかれ10,000ペソを支払ったが、彼らのニーズを満たすのには不十分だった。

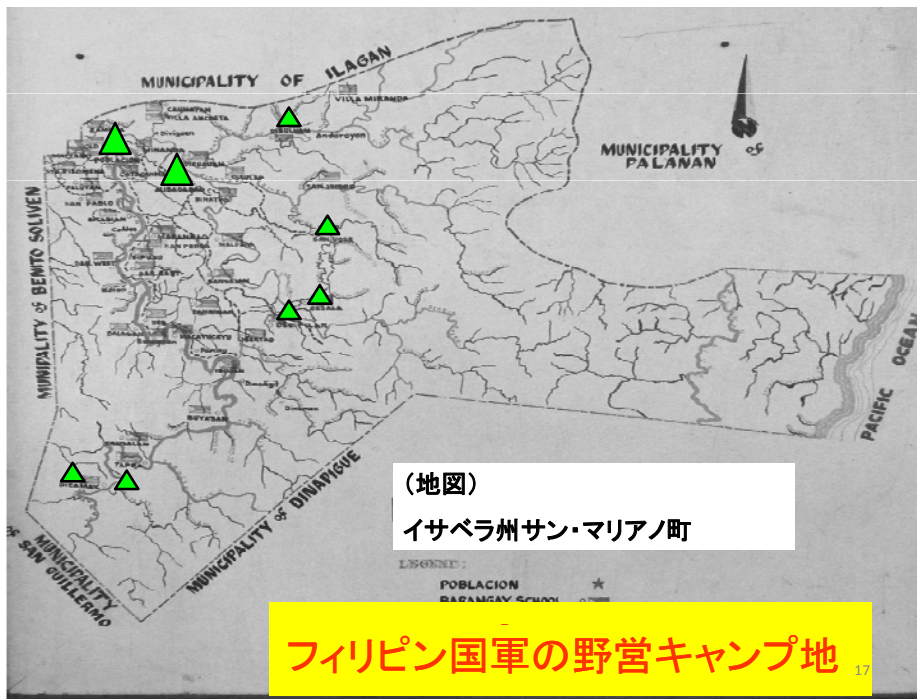
トラック事故の 犠牲者に対する 企業の約束の挫折

15

強まる抑圧と人権侵害

- ⇒ バイオ・エタノール事業に反対する住民への脅迫・嫌がらせ・監視
- ⇒ 村の選挙中における、事業に反対する候補者への軍の嫌がらせ
- ⇒ 農民リーダーの家に対する無差別発砲
- ⇒ 軍人による農民リーダー住居の侵害や令状無しでの搜索
- ⇒ 事業に反対する住民への村の自治体の社会サービス提供拒否 (低所得者証明書の発行拒否、救援物資の提供拒否、社会福祉開発省による補助金享受者リストからの除名するとの脅し)
- ⇒ 事業に反対する農民リーダーへ浴びせられる不当な非難
- ⇒ 学校や住宅地域の側に数多く設置された軍の野営キャンプ地

16



高まる反対の声

2011年12月5日
カワヤン市にあるECOFUEL本部前での抗議活動



我が国と世界の食料安全保障

平成23年12月
外務省

以下のサイト参照
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/pdfs/torikumi.pdf

目次

1. 食料安全保障の定義
2. 我が国の食料安全保障の基本的考え方
3. 世界と我が国の食料安全保障との関係性
4. 食料安全保障を取り巻く状況
5. 食糧危機及び食料安全保障に対する我が国と国際社会の対応
6. 我が国の取組
 - (1) 世界の食料生産の促進
 - ①農業・食料安全保障に関するグローバルパートナーシップ（GPAFS）
 - ②持続可能な世界の食料安全保障のためのローマ5原則
 - ③責任ある農業投資イニシアティブ（RAI）
 - ④食料安全保障のための海外農業投資促進会議
 - (2) 安定的な農産物市場及び貿易システムの形成
 - ①WTO農業交渉
 - ②国際備蓄の検討
 - (3) 食料不安を抱える途上国の人々へ向けた支援
 - ①途上国における現状・課題と我が国の開発支援政策
 - ②ラクイラ食料安全保障イニシアティブ（AFSI）
 - ③世界の食料安全保障に向けた我が国の取組
 - ④アフリカ稲作振興のための共同体 CARD
 - ⑤日伯モザンビーク三角協力 「アフリカ熱帯サバンナ農業開発プログラム」
 - ⑥国際機関を通じた途上国支援

1

1. 食料安全保障（Food Security）の定義

□ 国連食糧農業機関（FAO）の定義（1996年世界食料サミット）

- － 食料安全保障は、すべての人が、いかなる時にも、彼らの活動的で健康的な生活のために必要な食生活上のニーズと嗜好に合致した、十分で、安全で、栄養のある食料を物理的にも経済的にも入手可能であるときに達成される。
- － “Food security exists when all people, at all times, have physical and economic access to sufficient, safe and nutritious food to meet their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.” - World Food Summit, Plan of Action

□ 食料安全保障の4要素

- － Availability（**供給可能性**：国内生産により適切な品質の食料が十分に生産されているか）
- － Accessibility（**入手可能性**：合法的、経済的、社会的に栄養ある食料を入手できるか）
- － Utilization（**栄養性**：安全で栄養価の高い食料を摂取できるか）
- － Stability（**安定性**：いつ何時でも適切な食料にアクセスできるか）

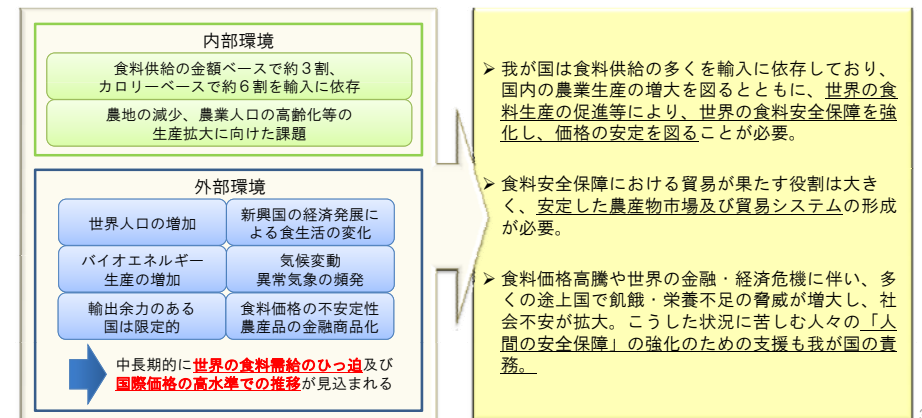
2

2. 我が国の食料安全保障の考え方

▶ 食料・農業・農村基本法（平成11年制定）

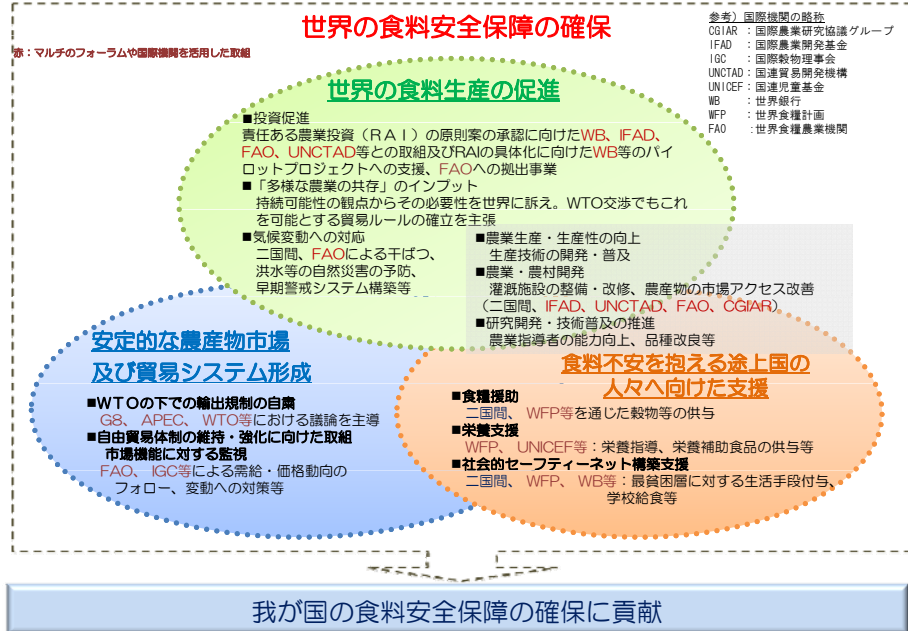
「国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、**国内の農業生産の増大**を図ることを基本とし、これと**輸入**及び**備蓄**とを適切に組み合わせる行われなければならない」

▶ 各国が自国の多様な農業条件を考慮しながら、**土地や水などの資源の持続的利用及び国土の保全等の正の外部経済に寄与する持続可能な形で自らの農業生産力を強化していくことが重要。**



3

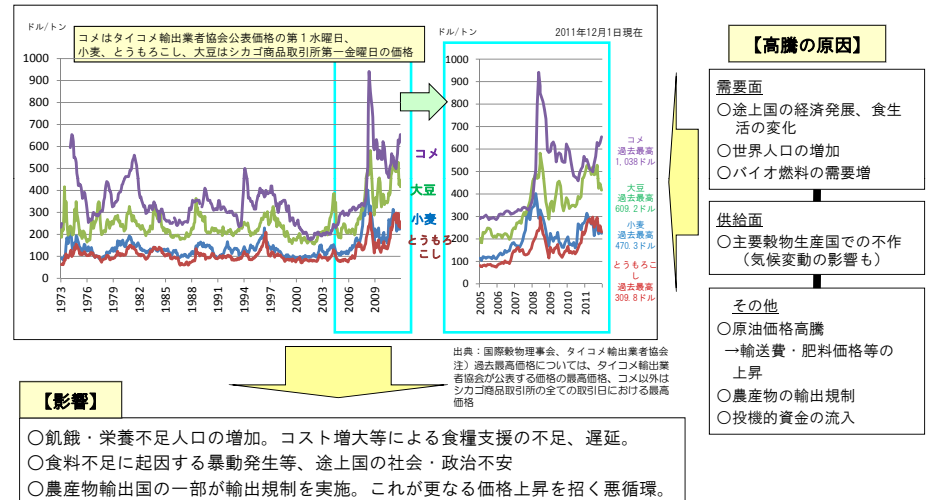
3. 世界と我が国の食料安全保障との関係性



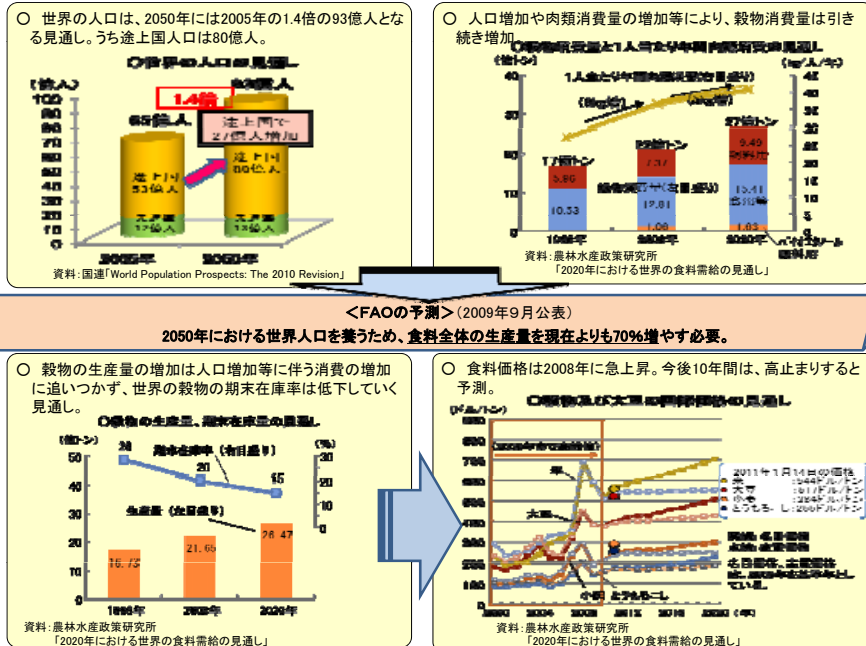
4. 食料安全保障を取り巻く状況①～食料価格高騰～

○2008年、小麦、コメ、とうもろこし、大豆の国際価格は史上最高値を更新。同年夏には下落基調に転じたが、依然として比較的高水準で推移。

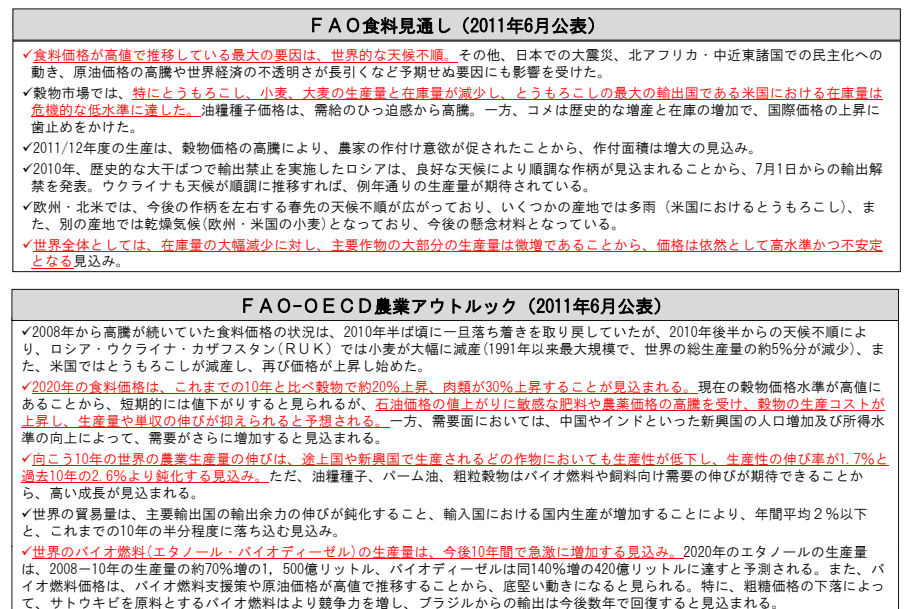
○2010年夏、ロシア、ウクライナ等において干ばつにより生産量が減少。それに起因する穀物輸出の規制・割当による供給不足、新興国の需要増等により再び国際価格が上昇。



4. 食料安全保障を取り巻く状況②～今後も高騰が予想される食料価格～



4. 食料安全保障を取り巻く状況③～国際機関による見通し～



5. 食料危機及び食料安全保障に対する我が国と国際社会の対応

2007-08年にかけての価格高騰・食料不安の発生以降、我が国は国際社会と協調し取組を進めるとともに、特に農業投資の促進については、主導的な役割を果たしてきた。

国際社会の取組	
年月	フォーラム及びその成果
2008. 6	世界の食料安全保障に関するF A Oハイレベル会合 ・我が国は30万トン以上の輸入米の放出を表明 ・食料と農業のためのパートナーシップが提案
2008. 7	G 8洞爺湖サミット（我が国主催） ・緊急支援の継続、市場と貿易システムの強化、食料増産に向けた中長期の取組実施に合意。 ・「農業と食料に関するグローバル・パートナーシップ」の構築を進めることに合意
2009. 1	スペイン政府・国連主催「食料安全保障に関するハイレベル会合」 「農業・食料安全保障に関するグローバル・パートナーシップ」（G P A F S）の設立を含む今後の行動につき議論。
2009. 7	G 8ラウイラサミット ・G P A F Sを前進させることを誓約 ・3年間で220億ドルの農業分野での資金動員を誓約 ・その他、 農業投資の促進 等について議論
2009. 11	世界食料安全保障サミット 「持続可能な世界の食料安全保障のためのローマ五原則」に合意
2010. 11	G 2 0ソウルサミット 食料安全保障を含めた「開発に関する複数年行動計画」が採択
2011. 6	G 2 0農業大臣会合 市場透明性向上の取組等を含む「食料価格乱高下及び農業に関する行動計画」を採択

我が国の取組	
年月	農業投資の促進に向けた取組
2009. 4	「食料安全保障のための海外農業投資に関する会議」発足 我が国の食料安定供給確保と世界の食料生産増大に向け投資を促進に向けた官民連携モデルを検討
2009. 8	「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」公表 我が国企業が海外農業投資を行う際の行動指針を策定
2009. 9	我が国・国連4機関（注）と「責任ある国際農業投資に関する高級実務者会合」を共催 「責任ある農業投資（RAI: Responsible Agricultural Investment）」が支持され、行動原則の元となる7つの原則を提案
2010. 4	我が国・米国・A U主催、国連4機関共催で「責任ある農業投資に関するラウンドテーブル」を開催 行動原則案や知識プラットフォームの構築が提示され、具体的な取組を進めることとなった。
年月	その他のマルチの取組
2009. 3	国際シンポジウム「食料安全保障を考える：グローバルパートナーシップの構築に向けて」を開催
2010. 3	国際シンポジウム「FAO貧困削減・農業投資促進に関するシンポジウム」を開催、RAI等について議論
2010. 11	A P E C食料安全保障担当大臣会合（我が国主催） 持続可能な農業の発展と投資、貿易及び市場の円滑化について議論。「A P E C食料安全保障新潟宣言」及び「A P E C食料安全保障行動計画」が採択。

（注）世界銀行、国連食糧農業機関（FAO）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国際農業開発基金（FAD）

8

6. 我が国の取組 (1)世界の食料生産の促進

世界の食料生産の促進 ～農業・食料安全保障に関するグローバル・パートナーシップ～

1. 背景・経緯

○2007年の食料価格高騰に際し、食料及び農業問題に関しての一貫した対応が困難であった状況を踏まえ、2007年6月のF A Oハイレベル会合において、**①国際的な政策協調、②専門家グループによる科学的分析及び助言、③財政支援の枠組み**について提案がなされた。

○これを受けて2008年、G 8北海道洞爺湖サミットにおいて、世界の食料安全保障を強化し、食料危機の再発を防止するとの観点から「開発途上国の政府、民間部門、市民社会、ドナー及び国際機関を含むすべての関係者が関与するグローバル・パートナーシップ」が呼びかけられ、同年11月のG 8「世界の食料安全保障」専門家グループ会合において、**「農業・食料安全保障に関するグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Agriculture and Food Security:G P A F S）」**の目的等に関するG 8案が合意され、これを国連に提出。その後、国連を舞台に様々な議論があった後、2009年7月のG 8ラウイラ・サミットではG P A F Sの年内の前進が誓約された。

○また、2009年11月、F A Oの世界食料安全保障委員会（C F S）の改革に関するT O Rが承認され、今後**C F SがG P A F Sの一環として、国際的な政策対話のフォーラムとして再生**されることとなった。

○近年では、G P A F Sとは特定の構造を持った機構ではなく、あくまでコンセプトであり、ラウイラ食料安全保障イニシアティブ（A F S I）フォローアップ会合やC F S、国連世界食料安全保障危機ハイレベル・タスクフォース（H L T F）の活動及び包括的アフリカ農業開発計画（C A A D P）の進展等によって、**市民社会や民間セクターを含む広範な関係者との協議プロセスが発展しつつあることがG P A F Sの形成である**との見方がG 8内では主流となっている。

10

世界の食料生産の促進 ～農業・食料安全保障に関するグローバル・パートナーシップ～

2. G P A F Sの進展状況

2007年6月のF A Oハイレベル会合において、提案された①国際的な政策協調、②専門家グループによる科学的分析及び助言、③財政支援の枠組みについては、G P A F Sのコンセプトの下、以下のように具体化されている。

（1）国際的な政策協調

C F Sが国際的な政策対話のフォーラムとして改革・再生され、①世界レベルでの調整、②ベストプラクティス等に基づいた国際戦略の策定や法的拘束力のないガイドラインの策定等を通じた政策収斂、及び③加盟国への地域・国レベルでの支援と助言の役割を担っている。

（2）専門家グループによる科学的分析及び助言

C F Sに、**食料安全保障に関するハイレベル専門家パネル（H L P E）**が設置され、食料安全保障に関する様々な分析を行い、報告書を作成。

（3）財政支援の枠組み

- ✓ G 8ラウイラ・サミットにおいて各国が**3年間で総額220億ドルの拠出**（我が国は少なくとも30億ドルを拠出）を含むラウイラ食料安全保障イニシアティブ（A F S I）に合意。またA F S Iはその進捗状況を確認するプロセスとしてフォローアップ会合が開催されている。
- ✓ G 8ラウイラ・サミットにおいて合意されたラウイラ5原則（①途上国主導のプロセス、②包括的アプローチ、③戦略的に調整された援助、④多国間機関への支持、⑤資金的コミットメントの保持）が、2009年11月16-18日に行われた世界食料安全保障サミットでは、**「持続可能な世界の食料安全保障のためのローマ5原則」**としてF A O全加盟国から承認された。

参考：「持続可能な世界の食料安全保障のためのローマ5原則」

- 原則1：良く設計された、成果重視の計画及びパートナーシップに資源を結び付けることを目指し、各途上国が主体的に取り組む開発計画に投資する。
- 原則2：ガバナンスを向上し、資源配分の改善を促進し、取組の重複を避け、対策の乖離を特定するための、国、地域及び世界レベルにおける戦略的調整を発展させる。
- 原則3：食料安全保障に対する包括的なツイントラック・アプローチに向け努力する。これは次により構成される：
- 1）最も脆弱な人々の飢餓に直ちに取り組む直接的な行動、
 - 2）飢餓と貧困の根本的原因を除去する中・長期的な持続可能な農業、食料安全保障、栄養及び農村開発の計画、これは適正な食料の権利の漸進的実現によるものも含む。
- 原則4：多国間機関の効率、対応、調整及び有効性の持続的向上による、多国間システムの強い役割を確保する。
- 原則5：複数年にわたる計画及びプログラムを意図して、必要とされる資源の適時のかつ信頼性のある供与を通じた、農業、食料安全保障及び栄養に対する全ての投資パートナーによる持続的で十分なコミットメントを確保する。

11

世界の食料生産の促進 ～責任ある農業投資イニシアティブ①～

【前提】

- 栄養不足人口の増大や食料需給を巡る基礎的条件の不安定化に根本的に対処するためには、**農業投資の促進が不可欠**。
- 中でも海外からの**農業投資は、途上国の生産力の増強について重要な役割を果たしてきており、今後ともこれを促進していくことが重要**（日伯セラード共同開発事業の結果、農業も困難だった同地域が世界有数の大豆生産地に成長した例もある）。
- 多くの途上国は、食料安全保障、収量、生産高、付加価値を改善するとともに、追加的な所得、雇用、生産基盤、技術移転、商品開発、市場アクセスの改善から利益を得るため、国際農業投資を積極的に誘致してきた。

【留意点】

- 国際農業投資は、計画や実施のアレンジが拙劣な場合、投資受入国の政治的安定、社会的一体性、人間の安全保障、持続可能な食料生産、家庭レベルの食料安全保障及び環境保護について、意図せざる負の影響を与える可能性あり。地元住民は彼らが依存している資源へのアクセスを失うおそれがある。
- 土地取引は特にセンシティブ**。中でも土地利用に関する法律・制度が十分に整備されていない途上国、中でも慣習的・共同的な土地利用が一般的なアフリカやアジアでは、土地の国際的取引は強い感情的反発を引き起こす場合がある。

【責任ある農業投資の促進】

- 国際農業投資の増加傾向、特に外国資本による途上国の農地取得の急増は、世界の食料安全保障と農業の将来について重要なインプリケーションを持つ。**国際社会が一体となって早急にグローバルな共同対応を形成すべき**。
- 必要とされているのは、**国際農業投資によって生じ得る負の影響を緩和しつつ、投資の増大によって世界全体の農業開発を押し進めるという包括的なアプローチ**。つまり、投資受入国の政府、現地の人々、そして投資家という3者の利益を調和し最大化する「**責任ある農業投資**」の促進。
- 政府、民間セクター、市民社会、国際機関等が協力して「**責任ある農業投資**」を促進するための**行動原則**やこれを**実践に移すための国際的枠組み**を形成すべき。
- 人々の関心の高さにもかかわらず、実際に現場で何が起きているかの情報は少ない。国際機関や研究機関により徐々に調査は進みつつあるが、一層の調査・分析を実施。

12

世界の食料生産の促進 ～責任ある農業投資イニシアティブ②～

○我が国は、2009年のG8ラウクラ・サミットの機会に「責任ある農業投資の促進」を提唱。

G8ラウクラ・サミット首脳宣言（2009年7月8日）

- 「113 食料が確保される世界を確実にするため、我々は以下をコミットする。
b) 開発途上国における土地の借用及び購入を含む国際農業投資の増加傾向に留意し、我々は、**国際農業投資の原則**及びベスト・プラクティスに関する共同提案を策定するために、**パトナ** 国及び国際機関と取り組む。」

○我が国は、2009年9月にNYで高級実務者会合を主催、2010年4月にはワシントンで米、アフリカ連合（AU）と関連会合を共催する等、国際農業投資に関する指導原則・国際的枠組みの構築に向け、世界銀行やFAO等の国際機関等とともに取組を主導。

責任ある国際農業投資の促進に関する高級実務者会合（2009年9月23日、於：NY）

- 我が国が主催、世銀、FAO、国際農業開発基金（IFAD）及び国連貿易開発会議（UNCTAD）が共催。
■31カ国、12機関より70名以上が参加。FAO、IFAD、WFPの事務局長のほか、ガーナ食糧農業大臣、USAID長官代行、インドネシア、サウジアラビアの次官級、韓国の農業局長等が出席。
■活発な議論の結果、「責任ある農業投資」の考え方への支持を確認。**行動原則の元となる7つの理念**や国際的枠組みの構築に向けて全ての関係者が協働していくこと等が合意され、包括的な議長サマリーを发出。

責任ある農業投資に関するラウンドテーブル（2010年4月25日、於：ワシントンDC）

- 日、米、アフリカ連合（AU）主催（平松外務省経済局審議官、フェルナンデス米国務次官補、タンクーAU貿易・産業委員が共同議長）。世界銀行、FAO、IFAD及びUNCTAD（以下、4国際機関）が共催。
■タンザニア、リベリア、バングラデシュの閣僚、ディウフFAO事務局長、アフリカ開発銀行副総裁をはじめ、各国より130名以上が出席。
■我が国及び4国際機関より、NY会合以降の進展として、**責任ある農業投資に関する原則案**の策定、知識交換プラットフォームの構築、様々な関係者との協議の実施、20カ国における現地調査への着手等につき報告。これに対し、途上国政府、市民社会、民間セクターの代表から様々な意見があり、活発な議論が行われた。
■今後、4国際機関を中心に以下の3点に取り組むこととなった。
✓RAI原則につき、更に幅広い関係者と協議を行った上、これを確定
✓同原則の具体化に向けた取組への着手
✓投資受入判断等に関する途上国の能力開発

13

世界の食料生産の促進 ～責任ある農業投資イニシアティブ③～

【責任ある農業投資に関する原則（案）】

- ① **土地及び資源に関する権利の尊重：**
既存の土地及び付随する天然資源に関する権利は認識・尊重されるべき。
- ② **食料安全保障の確保：**
投資は食料安全保障を脅かすのではなく、強化するものであるべき。
- ③ **透明性、グッド・ガバナンス及び投資を促進する環境の確保：**
農業投資の実施過程は、適切なビジネス・法律・規制の枠組みの中で、透明で、監視され、説明責任が確保されたものであるべき。
- ④ **協議と参加：**
投資によって物理的に影響を被る人々とは協議を行い、合意事項は記録し実行されるべき。
- ⑤ **責任ある農業企業投資：**
投資事業は法律を尊重し、業界のベスト・プラクティスを反映し、経済的に実行可能で、永続的な共通の価値をもたらすものであるべき。
- ⑥ **社会的持続可能性：**
投資は望ましい社会的・分配的な影響を生むべきであり、脆弱性を増すものであってはならない。
- ⑦ **環境持続可能性：**
環境面の影響は計量化され、リスクや負の影響の最小化・緩和を図り、持続可能な資源利用を促進する方策が採られるべき。

【知識交換プラットフォーム】

インターネット上（<http://www.responsibleagroinvestment.org/>）に右のようなオープン・アーキテクチャーを構築。



14

世界の食料生産の促進 ～責任ある農業投資イニシアティブ④～

○2009年のFAO食料安全保障サミット宣言や2010年のG8ムスコカ・サミットにおいても首脳文書で言及され、その他様々な国際会議においても本件が取り上げられるとともに、宣言文等においても言及された。

FAO主催世界食料安全保障サミット宣言（2009年11月16-18日、於：ローマ）

「40... 責任ある国際農業投資を促進する行動原則及び優良事例に関する研究を継続することに合意する。」

G8ムスコカ・サミット 首脳宣言「回復と新たな始まり」（2010年6月25日-26日）

「17. ... 我々は、途上国における、責任ある持続可能な方法による国際的な投資を強化することの重要性を強調する。この文脈で、我々は、世界銀行、地域開発銀行、FAO、UNCTAD及びIFADによって行われている、農業セクターへの投資に関する原則を策定するための継続した努力を支持する。」

このほか、2009年10月の欧州開発デー（於：ストックホルム）、同年11月の英チャタムハウス主催食料安保会議（於：ロンドン）、同年12月のOECD—UNCTAD国際投資グローバル・フォーラム（於：パリ）、国際農業投資に関するサヘルクラブ「戦略政策グループ会合」（於：マリ）、2010年5月のUNCTAD投資専門家会合（於：ジュネーブ）、同年6月の航線対策国際会議（於：ベルリン）、同年7月のADB・FAO・IFAD食料安全保障フォーラム（於：マニラ）、同年10月のFAOアジア・太平洋地域総会等でも本件が取り上げられ、我が国代表も招待を受けて出席し、取組をアピール。また、国連総会第二委員会「一次産品」決議においても、責任ある国際農業投資の促進について言及された。

○また、我が国主催のAPEC初の食料安全保障担当大臣会合においても議論され、各エコノミーから支持が得られた。

APEC食料安全保障に関する新潟宣言（2010年10月16日-17日）

「14. ... 我々は、開発途上国全般において土地を始めとする天然資源への商業圧力が高まっていることを認識し、投資受入エコノミー、地域社会、投資実施者の三者の全てが利益を得られる状況を目指す責任ある農業投資を支持した。また、我々は、調和のとれた国際的な対応の枠組み作りを支える責任ある農業投資（RAI）の原則やベストプラクティスを策定するために、関連国際機関が多様な利害関係者グループと共に進めている取組も支持した。」

15

世界の食料生産の促進
～責任ある農業投資イニシアティブ⑤～

○また、G20の枠組みにおいても、「責任ある農業投資」についても議論され、その具体化に向けた取組が進められている。

G20 ソウル・サミット文書（2010年11月11日～12日）

「51. e) 成果主義に基づく革新的なメカニズムの前進、責任ある農業投資の促進、小規模自作農業の育成、及び市場行動をゆがめることなく、食料価格の変動に関連するリスクをより良く管理及び緩和するための提言を2011年フランス・サミットのために策定することを関連国際機関に求めることを含む措置を通じて、食料安全保障政策の一貫性と協調性を強化し、農業生産性と食料入手可能性を高める。

同附属書Ⅱ「開発に関する複数年行動計画」

食料安全保障 行動2「我々は、すべての国及び企業が、責任ある農業投資の原則を掲げることを奨励する。我々は、UNCTAD、世界銀行、IFAD、FAO及びその他適切な国際機関に対し、農業における責任ある投資を促進するためのオプションを策定することを要請する（暫定報告については2011年3月、最終報告については2011年6月）。

G20 農業大臣会合「食料価格乱高下及び農業に関する行動計画」（2011年6月22日～23日、於：パリ）

「22. 我々は、国際機関によって行われている「土地、漁業、林業の所有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン」及び「責任ある農業投資のための原則」（PRAI）の作業を奨励する。我々は、PRAIを支持するG20首脳によるソウル・サミットの開発に関する複数年行動計画の約束を再確認し、CFSの枠組みで開始され、進められているこれらの原則についての包括的な協議を支持する。我々は、パイロット・プロジェクトを通じ、PRAIについてフィールド・テストを行い、これを実用化するための国際機関が実施中の作業を歓迎する。このパイロット・プロジェクトの情報は、CFSの協議プロセスに提供される。我々はまた、PRAIに関連するパイロット・プロジェクトの計画の作成における民間部門の関与を奨励する。」

G20 カヌ・サミット最終宣言（2011年11月3日～4日）

「72. すべての国に対し、農業への持続可能な投資を確保するため、責任ある農業投資の原則（PRAI）を支持するよう奨励する。」

世界の食料生産の促進
～食料安全保障のための海外農業投資促進会議①～

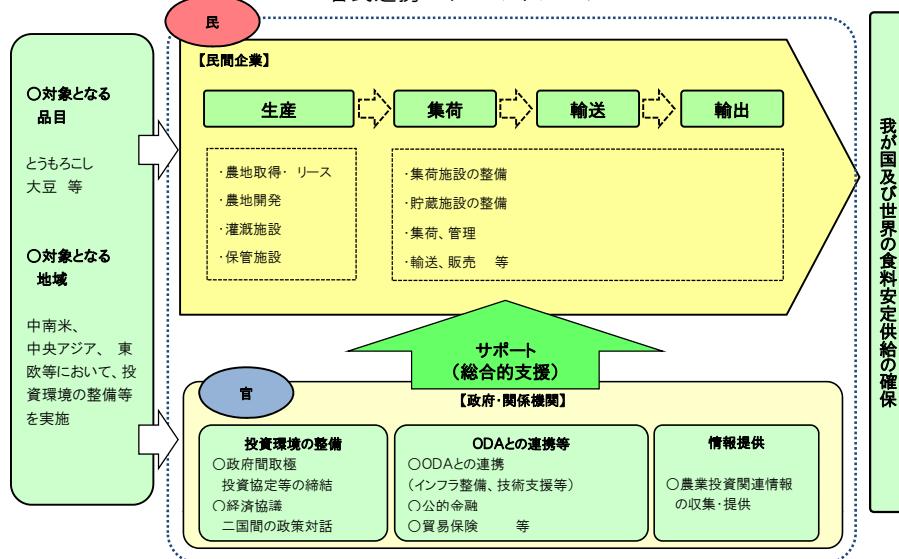
○我が国は、2009年4月、「食料安全保障のための海外農業投資促進会議」を設置し、同年8月、我が国からの海外農業投資の促進策を講ずるにあたって参照すべき我が国の行動原則として、「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を公表。

「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」の概要

1. 対象となる農産物 大豆、とうもろこし等
2. 対象となる地域 中南米、中央アジア、東欧等において、投資環境の整備等を実施。
3. 具体的な取組み～官民連携モデルの構築（次ページの図参照）
政府関係機関の支援ツールを総合的に活用。
（支援ツール）
・投資環境の整備（投資協定の締結等） ・ODAとの連携（生産・流通インフラ整備等）
・公的金融の活用 ・貿易保険の活用
・農業技術支援（共同技術研究、技術支援等） ・農業投資関連情報の提供 等
4. 我が国の行動原則等
①被投資国の農業の持続可能性の確保（例：投資側は、被投資国において、持続可能な農業生産を行う。）
②透明性の確保（例：投資側は、投資内容について、契約締結時等において、プレスリリース等により、開示する。）
③被投資国における法令の遵守（例：投資側は、土地取引、契約等被投資国における投資活動において、被投資国の法令を遵守。）
④被投資国の農業や地域住民への適正な配慮（例：①投資側は、投資対象の農地の農民及び所有者に対し、その農地の取得及びリリースに関し、適切な対価を提供する。②投資側は、現地における雇用について、適切な労働条件の下、農民等従業員の雇用を行う。）
⑤被投資国の環境への適切な配慮（例：投資側は投資に当たって土壌荒廃、水源の枯渇等、被投資国の環境に著しい悪影響を与えてはならない）
⑥被投資国における食料事情への配慮（例：①投資側は、被投資国における食料事情に悪影響を与えないように配慮する。②投資側は、被投資国の主食作物を栽培している農地を他の作物に転換することにより主食作物の生産量を著しく減少させるような投資は行ってはならない。）

世界の食料生産の促進
～食料安全保障のための海外農業投資促進会議②～

官民連携モデルのイメージ

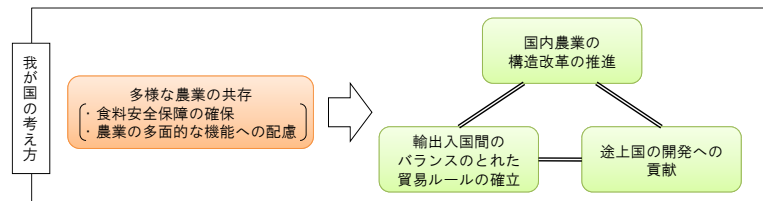


(2) 安定的な農産物市場及び
貿易システムの形成

安定的な農産物市場及び貿易システムの形成 ～WTO農業交渉～

- WTOドーハ・ラウンドでは、①市場アクセス、②国内支持、③輸出競争という3つの分野について農業交渉が行われている。
- 我が国は、スイス・ノルウェーなどの食料純輸入国とG10グループを形成。「多様な農業の共存」を基本理念として、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を目指している。

分野	交渉の目的及び論点
市場アクセス	関税削減や関税割当（低関税輸入枠）の拡大などにより、農産物等の貿易機会を実質的に改善 ○ 関税を削減することにより、現在より貿易機会を拡大することが原則。 ○ 関税削減の方法は、現在の関税率の高さに応じて階層を設け、高関税の階層の品目ほど大きな削減を行う（階層方式）。これを適用する品目を「一般品目」という。 ○ ただし、低関税により輸入する数量（関税割当）を増やして現在より貿易機会を拡大することを条件に、「一般品目」より緩やかな関税削減率とすることができるとの特例措置が認められている。これを適用する品目を「重要品目」という。ただし、この「重要品目」の数は限られている。
国内支持	価格支持政策や生産刺激的補助金など、貿易に歪曲的な影響を及ぼす国内農業施策を実質的に削減
輸出競争	輸出補助金など、輸出の競争力に歪曲的な影響を及ぼす補助金の撤廃
輸出規制	○食料の輸出禁止・制限措置について、規律強化。 ○輸出禁止・制限措置について、WTOへの通報、既存の措置の廃止、新規措置の期間の制限等、規律強化を求める我が国とスイスの共同提案が2008年12月の農業交渉議長改訂モダリティ案に反映された。



20

安定的な農産物市場及び貿易システムの形成 ～国際備蓄の検討①～

- 2007-2008年の食料価格高騰を受けて、価格急騰の回避及び緊急食料ニーズへの対応の一つとして、国際備蓄の可能性の検討が注目を集める。
- 国際食料政策研究所（IFPRI）が国際備蓄（現物備蓄と仮想備蓄）の妥当性につき、研究を実施。
- 国際的な備蓄については、G8やG20等において、国際価格の安定化対策や緊急人道支援の手段として、その実現可能性及びその運営方法について議論されている。

◆G8北海道洞爺湖サミット・世界の食料安全保障に関するG8首脳声明（2008）（抜粋）

「6. …我々は、人道目的のための、国際的に調整された、「仮想」備蓄システムを構築することは是非を含め、備蓄管理に関する調整されたアプローチについての選択肢を検討する。」

◆G8農相宣言（2009）（抜粋）

「7. …我々は、備蓄のシステムが人道的緊急事態に対処するために有効であるか、又は価格の不安定性を制限する手段となり得るかについて、関係する国際諸機関が検討することを呼びかける。彼らは特に、そのようなシステムの実現可能性と運営の方式を検討すべきである。」

◆G20農相会合行動計画（2011）（抜粋）

「50. 我々は、開発途上諸国から示されたニーズへの対応として、既存の地域及び各国の食料備蓄を補完するものとして、的を絞った緊急人道食料備蓄システムの提案の作成を支持する。我々は、WTO農業協定の付属書Ⅱに整合し、地域アプローチに焦点をあて、関心国によるオーナーシップの保証と関心国と当該諸国との連携の確保がなされ、費用対効果と既存のメカニズム（物理的および資金的）の最適化において付加価値の証左を提供するようなシステムのパイロット・プロジェクト計画の提案の作成を目的として、WFPやその他の国際諸機関が実現可能性の検討や費用対効果分析を実施することを要請する。」

21

安定的な農産物市場及び貿易システムの形成 ～国際備蓄の検討②～

○国際的な備蓄の取組例

- 東アジア緊急食料備蓄パイロットプロジェクト（2004年4月～2010年2月）
 - 目的
東アジア地域（アセアン10か国、日本、中国、韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅
 - 内容
各国の自主的取組によって、大規模災害等の緊急時に備え、以下のような米の備蓄システムを構築。
 ①各国が保有する在庫の一部を緊急時に商業ベースまたは食糧援助ベースにより放出することを申告（イヤマーク備蓄）日本からは25万トンのイヤマークを表明。
 ②我が国の政府米（国産米及びMA米）を使った現物備蓄を造成し緊急時の初動援助として放出。備蓄期間終了後は途上国の貧困緩和に活用。



- アセアン+3緊急米備蓄協定への署名（2011年10月）

参考：国際備蓄の検討例

IFPRIの研究（Joachim von Braun and Maximo Torero, “Implementing Physical and Virtual Food Reserves to Protect the Poor and Prevent Market Failure”（IFPRI Policy Brief 10・February 2009））において以下2つの措置の組み合わせた国際備蓄の検討がなされた。

1.（小規模の）現物備蓄

- ✓穀物備蓄の適量は30～50万トン（食糧援助フローの約5%）。
- ✓穀物の主要生産国による供給と、スキームへの参加国による資金供与（G8+5（ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ））
- ✓WFPが備蓄を管理・運営。

2. 仮想備蓄

- ①クラブ、②基金、③インテリジェンスユニット、④ハイレベル技術委員会が構成。
- ①：クラブはG8+5で構成。
- ②：基金は120～200億ドル（＝穀物貿易量の30～50％に相当）を想定。（ただし、適切な金額については更なる検討が必要）
- ③：インテリジェンスユニット（常設）の役割は、（i）中長期の価格見通し、（ii）動的な価格帯制度設計と維持、（iii）介入のトリガーであり、そのような能力を有する既存の機関内に構築。
- ④：ハイレベル技術委員会（常設）は、先物市場への介入を公式に決定（完全な自律性が必要）。

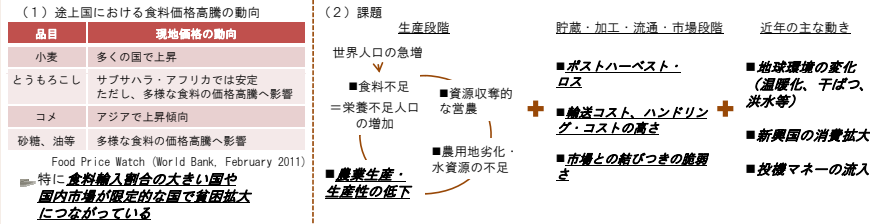
22

(3) 食料不安を抱える途上国の 人々へ向けた支援

23

食料不安を抱える途上国の人々へ向けた支援
～途上国における現状・課題と我が国の開発支援政策～

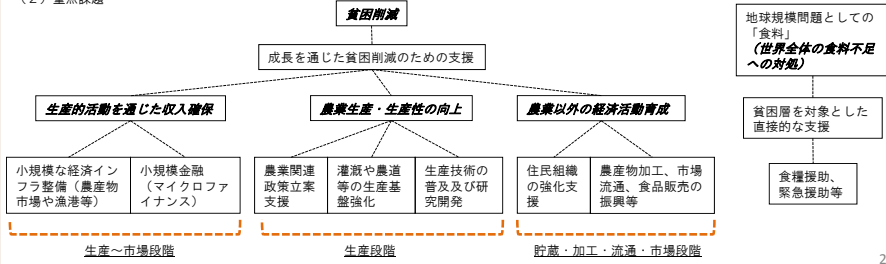
1. 途上国における現状と課題（食料価格高騰の背景）



2. 我が国の農業分野における取組（包括図：ODA大綱・中期政策）

(1) 基本方針 → 途上国の自助努力支援 → 「人間の安全保障」の視点

(2) 重点課題



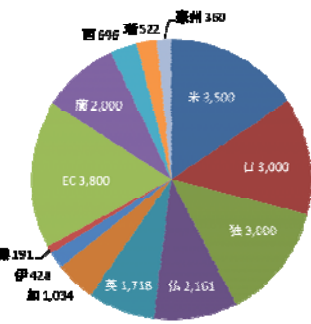
24

食料不安を抱える途上国の人々へ向けた支援
～ラウイラ食料安全保障イニシアティブ(AFSI)（財政的コミットメント）～

- G8ラウイラ・サミットで、我が国は、2010-12年の3年間で、インフラを含む農業関連分野において少なくとも30億ドルの支援を行う用意があることを表明。
- 我が国は、持続可能な農業開発の促進と食料安全保障の確保を通じた貧困削減のためには、農業生産及び生産性の向上とともに、ポストハーベスト・ロスの低減が不可欠との観点から、生産から流通・販売までのバリューチェーンを通じた幅広い分野での支援が重要との立場。
- 農業分野の主要ドナーとして持続可能な農業開発、食料安全保障に貢献すべく、途上国の要請に応じて着実に支援を実施中。
- AFSI参加国の会合を定期的に開催し、各国コミットメントのトラッキング表を作成し公表するなど、説明責任を積極的に担保。2010年にはムスカ説明責任報告書、2011年にはドーヴィル説明責任報告書が公表された。

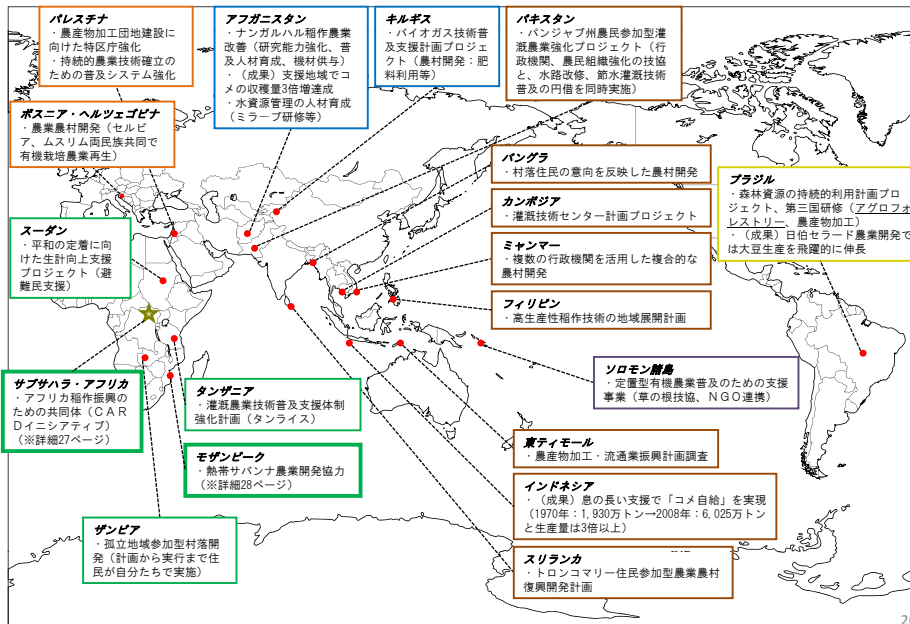
《各国のコミットメント額》

	各国	百万ドル
G8	米国	3,500
	日本	3,000
	ドイツ	2,000
	フランス	2,100
	英国	1,700
	カナダ	1,000
	イタリア	400
	ロシア	100
	EU	3,000
	オランダ	2,000
G8以外	スペイン	800
	スウェーデン	522
	韓国	300
	合計	22,100



25

食料不安を抱える途上国の人々へ向けた支援
～世界の食料安全保障に向けた我が国の取組（近年の代表的事例）～

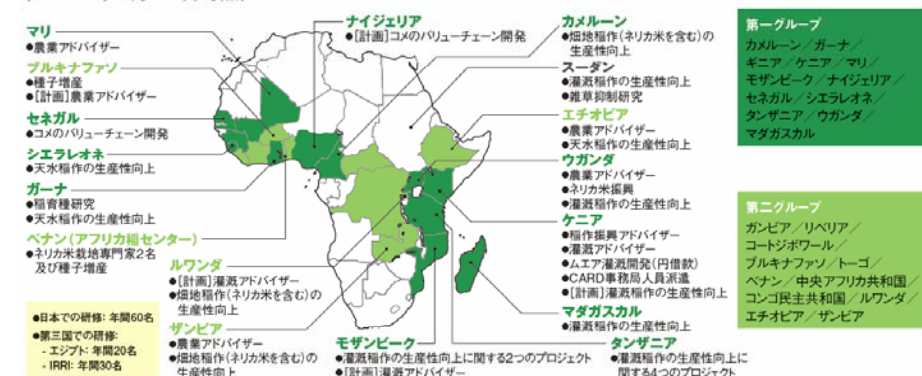


26

食料不安を抱える途上国の人々へ向けた支援
～アフリカ稲作振興のための共同体 CARD: Coalition for African Rice Development～

- 2008年5月、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）でCARDの立ち上げを表明。
- サブサハラ・アフリカの米生産量を、現行の1400万トンから10年間で2800万トンに倍増することを目標。
- CARDは、アフリカの稲作振興に関心のあるアフリカの米生産国と連携し、二国間ドナー、多国間ドナー、アフリカ地域機関及び国際機関が参加する協議グループ。
- 我が国は、CARD参加国の国別稲作振興戦略（NRDS）の作成の支援や、NRDSに基づくプロジェクトを実施している。

CARDイニシアティブの支援対象候補国とJICAが実施している支援例
（2011年2月22日時点）



27

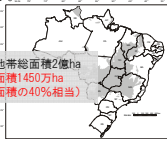
食料不安を抱える途上国の人々へ向けた支援
～日伯モザンビーク三角協力「アフリカ熱帯サバンナ農業開発プログラム」(ProSAVANA)～

- 2009年7月、G8ラクイラ・サミットのアウトリーチ首脳会談で、日伯でモザンビーク国サバンナ農業開発の推進に合意。
- 日伯は、20年に及ぶ農業開発協力により、“不毛の荒地”であったブラジル・セラード地域（熱帯サバンナ）を、世界有数の一大農業地帯へ変貌させることに大きな役割を果たした。「農業革命」
- セラード開発の知見を活かし、国土の7割が熱帯サバンナのモザンビークにおいて、三角協力により環境保全に配慮した持続可能な農業開発モデルを構築し、市場を意識した競争力のある農業・農村・地域開発を図る。

日本・ブラジルセラード農業開発関連事業の成果

- ✓熱帯サバンナ地域における農業開発の草分け的役割を果たす。主な協力内容は以下のとおり。
- ①土壌改良
- ②適正作物の選定と育種
- ③組合育成
- ④入植地造成
- ⑤環境保全技術
- ⑥民間との連携推進

・セラード地帯総面積2億ha
・開発耕地面積1450万ha
（日本総面積の40%相当）



- ✓セラード地帯の穀物増産
・生産量が大幅に増大
- ・**米国に並ぶ大豆輸出国へ成長**（生産量43万トン→1,660万トン）
- ・世界の食料需給の安定化に貢献

- ✓セラード地帯の農業生産拡大・多様化により、アグリビジネス（穀物以外にも青果物、畜産、燃料作物など）が進展。

- ✓ブラジルの地域開発及び環境保全にも大きな貢献。



セラード（サバンナ）地帯の原風景

広大な大豆畑

日伯モザンビーク三角協力によるProSAVANA構想

- アフリカ熱帯サバンナ（ギニアサバンナ帯約7億ha）には、**4億ha**以上の農業適地が存在

- メインフラ整備との相乗効果**（例：JICA等によるナカラ回廊道路舗装化）

- 対象作物**：自給用作物（キャッサバ、トウモロコシ等）、商品作物（綿、タバコ等）、新規作物

- 協力内容**：

- ＜第1フェーズ：準備段階＞

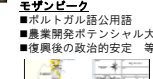
- ①基礎調査（協力準備調査）（2010年3月終了）
- ②研究能力向上支援（技プロ）（2011年5月開始）
- ③地域総合農業開発計画（マスタープラン）の作成（技プロ）
- ④実証調査（技プロ）

- ＜第2フェーズ（構想）：事業化段階＞

- 「モザンビーク熱帯サバンナ農業開発モデル」構築後、農業開発の面的拡大を求めて、無償資金協力、円借款の資金協力を想定
- 日伯民間企業との連携、国際機関（世銀）等との連携も想定



広大な未耕作サバンナ



出所：The Economist Intelligence Unit 2004

アフリカ熱帯サバンナの分布



出所：世銀2009年地図に加筆

29

食料不安を抱える途上国の人々へ向けた支援
～国際機関を通じた途上国支援～



国連世界食糧計画（WFP）

- 国連唯一の食糧支援機関で、世界最大の人道支援機関。
- 我が国は、2010年の拠出額は第4位。緊急食糧援助のみならず、復興支援でも協働。
- 具体的には、フード・フォー・ワークや学校給食、小規模農家支援等により、国や地域の能力強化を支援。
- 農業開発支援として、「前進のための食糧購入（P4P：Purchase for Progress）」を支援
- ※P4P：小規模農家の収入向上を目的に、作物を適正価格で買い取り食糧支援に用いたり、ポストハーベットの能力強化支援等を行うもの。



国際連合食糧農業機関（FAO）

- 191カ国とEUが加盟する国連専門機関で、情報収集・提供、政策提言、討議の場の提供、開発援助を行う。
- 我が国は、分担金拠出額で第2位。
- 任意拠出を通じて、FAOによるハイチの復興やアフガニスタンの農村開発などのプログラムを支援。
- FAO改革における中間行動計画の実施およびCF Sの実施プロセスを重視。



国際農業開発基金（IFAD）

- 166カ国が加盟する国連専門機関で、途上国の農業開発に貸付及び無償資金供与を行う。
- 我が国は、総務会メンバーで第8次増資で6,000万ドルの支援を表明。
- 協力強化に向けて、2010年にJICAとMOUを締結。
- 具体的には、CARDイニシアティブを促進すべく、①コメ関連の研究、投資、市場リンケージ及びバリューチェーン開発や、②人材育成を含む国主導プロセスへの支援、③南南協力の促進等を実施。



国際農業研究協議グループ（CGIAR）

- 15の研究センターと47の拠出国、13の国際・地域機関、4の財団から成る研究協議グループ。
- 我が国は、CGIARの改革及び傘下の各研究センターの活動を支援。
- アジア緑の革命はCGIARの成果でもあり、我が国はセンターを通じて農業技術提供等により大きく貢献。
- 以降、主要ドナーとして、研究開発及び普及等を支援。

石油精製業者の非化石エネルギー源の利用に係る判断基準

経済産業省 資料

基本的考え方

- エネルギー基本計画では、「LCAでの温室効果ガス削減効果等の持続可能性基準を導入し、同基準を踏まえ、十分な温室効果ガス削減効果や安定供給、経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す」とこととしている。
- 判断基準では、このうち石油精製業者によるガソリンに混和するバイオエタノールの供給目標を設定するものであり、LCA(ライフ・サイクル・アセスメント)でみた場合に導入が有効なバイオ燃料を対象とする。
- 目標については、以下の観点から2017年度を目標年度として、事業特性を考慮し、バイオエタノール利用目標を年度毎に設定。
 - (1)石油精製業者による投資の見通し
設備整備等の建設には最長で5年程度を要する。バイオエタノール関連設備への投資が見通せるのは2017年度まで。
 - (2)バイオエタノールの供給見通し
国際需給の不透明な動向に加え、LCAや食料競合の議論、更には研究開発の進展等を踏まえると、2018年度以降の見通しは困難。

判断基準内容(ポイント)

<利用目標>

- 揮発油にバイオエタノールを混和して自動車用の燃料として利用するものとし、2011年度から2017年度までの7年間について石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計は、以下のとおりとする。

(単位：原油換算)

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
21万KL	21万KL	26万KL	32万KL	38万KL	44万KL	50万KL

- 石油精製業者は、毎年度以下で得られる目標量に相当するバイオ燃料を利用する。

$$\text{事業者の利用目標量} = \frac{\text{前々年度における当該事業者の揮発油の国内供給量}}{\text{前々年度における計画提出事業者全体の揮発油の国内供給量}} \times \text{上記のバイオエタノールの利用目標量の総計}$$

※事業者の利用目標量達成のため、柔軟性措置を講じる(バンキング、ボローイング等)。

- 調達するバイオエタノールは、LCAでの温室効果ガス排出量が揮発油に比べて50%未満のものとする。また、調達に際しては、食料競合回避及び生物多様性の確保に配慮する。

<事業者が計画的に取り組むべき措置等>

- 石油精製業者は、中長期的な視点で、草本、木本等のセルロース又は藻類等を原料として製造されるバイオ燃料の技術開発の推進及びその導入に努める。
- 石油精製業者は、バイオエタノールの利用を促進するため、バイオエタノールを加工・混和するための設備の設置、既存設備の改修に努める。

東南アジアの状況は？ 「食べられる森」の危機

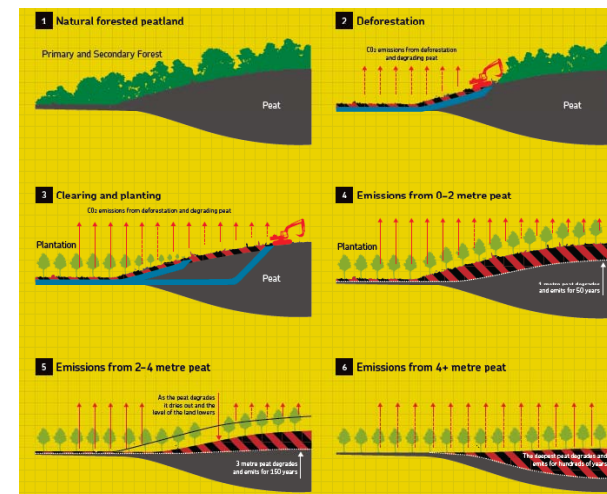
国際環境NGO FoE Japan
満田 夏花



2



泥炭地が開発されていくプロセス



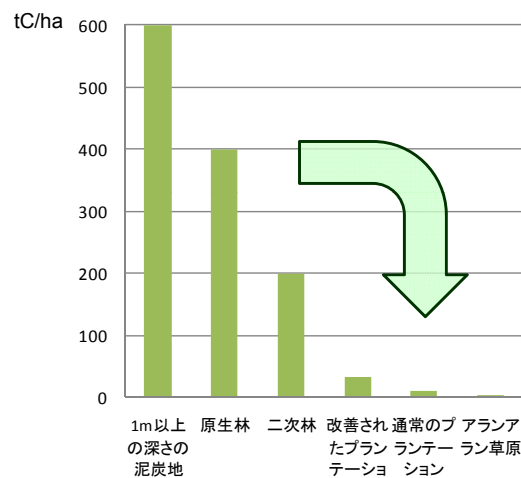
泥炭湿地林を伐採・排水
→表土の乾燥
→泥炭の分解
→CO₂の発生
→水位の低下
→泥炭の分解
→CO₂の発生
さらなるCO₂の発生が数百年続く

「3m以上の泥炭開発は禁止」←周辺部を開発すると泥炭は薄くなる

出典: Greenpeace International. 2010. REDD ALERT! Protection Money

4

異なる土地利用における単位面積あたりの炭素ストック（インドネシア）

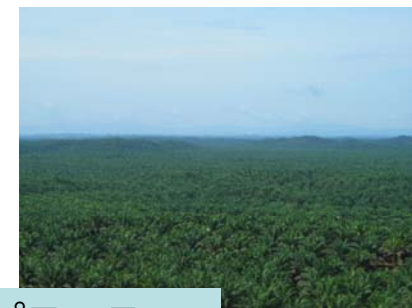


出典: Greenpeace International. 2010. REDD ALERT! Protection Money

5

「バイヤー」も批判の対象に

6



アブラヤシ・プランテーション
→ パーム油
→ Kitkat





天然林を破壊して造成された植林→コピー用紙



スマトラの天然林はどこへ？

- 天然林を伐採して、植林へ転換
- 紙の多くは日本にも輸出されている
- APP／April社の破壊的な施業への国際的な批判
- リコー、富士通ゼロックス、オフィス・デポなどは調達中止
- アスクル株式会社、伊藤忠紙パルプ株式会社、伊藤忠商事株式会社（APPジャパンへ出資）、コクヨ株式会社、大王製紙株式会社、丸紅株式会社（WWF調査をもとに、RANがアップデート）
- 「植林だから大丈夫」？

植林は、自然林の皆伐を行った跡地に行っている
これらのコピー用紙は、APP社コピー用紙、「Paper One」などの銘柄、あるいはブランド名なしで、量販店、通販などで販売されている

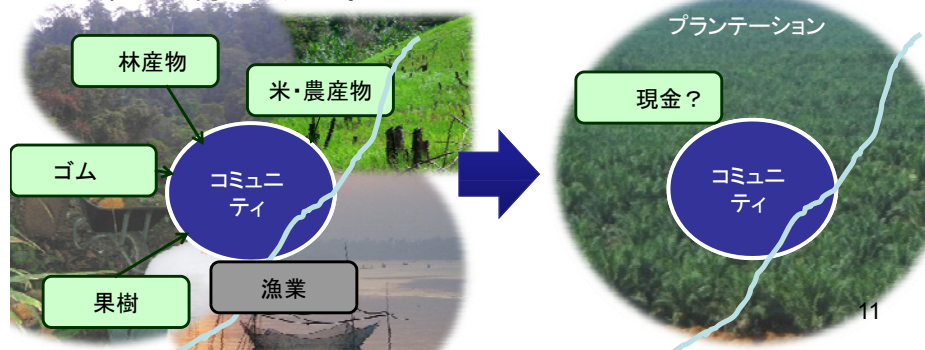
10

コミュニティによる多様な土地利用

- 慣習的なコミュニティの土地・村人が利用している森林の喪失

=複合的生計手段(例:米、ゴム、非木材林産物、小規模農業、漁業)の喪失

→単一の現金収入へ。



11

食べられる森



ラオス北部のウドムサイ県の山岳部にあるカム民族の村では、人々は焼き畑による陸稲の栽培を生業としている。ここでは、平均7～8年前に焼畑に利用した二次林を伐採し、火を入れ陸稲を植えるということを繰り返している。収穫を終えるとその焼き畑であった場所は数年間放置されることとなり、1年もたてば背の高さほどの草が生い茂ってくる。やがて、そこはタケノコなどが取れるようになる。

©東智美／メコン・ウォッチ

12



©メコン・ウォッチ

人々の生物多様性

- 発展途上国: 農村、山岳部の人々は、森林、河川に依存した暮らし
- 森や川: 食糧庫、薬箱、倉庫



- これらの地元経済は、GNPにカウントされない
- 貧困削減を目的とした開発によって破壊される生態系→地元の暮らしや経済の変貌へ